

平成26年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成26年6月10日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 都市計画について問う
(2) 人事行政組織について問う
2. 北川広人議員 (1) 公共施設整備について
3. 長谷川広昌議員 (1) 今後の資金調達のかえ方について
(2) 今後の地方公会計における固定資産台帳の整備と複式簿記の導入について
4. 小野田由紀子議員 (1) 福祉行政について
(2) 認知症対策について
5. 杉浦辰夫議員 (1) 防犯対策について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩
副 市 長 神 谷 坂 敏

教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー兼政グループ主幹	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こ ども 未 来 部 長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	神 谷 理

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） おはようございます。

去る6月6日、定例会第1日目における議案第34号から議案第36号の上程説明の中で、第186回通常国会において平成26年3月20日に成立した地方税法等の一部を改正する法律の施行日を3月1日と申し上げましたが、4月1日の間違いでございますので、御訂正をお願い申し上げます。

まことに申しわけありませんでした。

○議長（磯貝正隆） ただいまの当局の発言訂正の申し出について、議長において許可いたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

それでは、2番、黒川美克議員。一つ、都市計画について問う。一つ、人事行政組織について問う。以上、2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、2問について一般質問をさせていただきます。

1問目、都市計画について。

まず、（1）市街地整備基本計画を策定せよについて質問をします。

私は、3月高浜市議会定例会の一般質問において、高浜市都市計画マスタープランについてと、高浜市公共施設あり方計画と都市基盤整備について質問いたしましたが、当局の答弁は、今回変更した、高浜市都市計画マスタープランは、平成8年3月に策定されてから現在までの間に、少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展といった社会経済構造の変化など、都市を取り巻く環境が急速に変化しており、時代変化の中、都市間競争力を備え、安定・成熟した都市型社会の実現に向けた将来都市像を再定義した計画としており、毎年実施している都市計画基礎調査の調査結果を活用した土地利用状況の変遷や、産業別就業者数の変化等をもとに、「住宅地・住環境の方針」、「商業地の方針」、「工業地の方針」、「市街化調整区域の方針」について、それぞれ検討し、市民意識調査アンケート結果を踏まえ、都市づくりの分野別の課題をまとめており、第6次高浜市総合計画の将来都市像である、「思いやり、支え合い、手と手をつなぐ、大家族たかま」の達成に向け、将来の都市フレームを設定しており、設定した将来フレームを踏まえ、都市づくりの目標の実現に向けた取り組みの方向性を、全体構想の中でしており、都市活動を支える連携・交流の動線である道路や鉄道、都市にうるおいをもたらす河川など、都市の骨格を形成する都市軸をもとに、広域的な交流を支える結接点である鉄道駅周辺を都市機能集積拠点として、また、公共施設を公共サービスの拠点として、位置づけを行うとともに、緑の拠点・レクリエーション拠点等の都市拠点を位置づけており、この都市の骨格に、既存の市街地に合わせて、住宅地ゾーン、商業地ゾーン、工業地ゾーンの基本的なゾーニングを行い、都市軸、都市拠点、土地利用のゾーニングを設定した将来都市構造図として、策定しており、今後の都市づくりの目標実現に向けた取り組みの方向性は、地域内分権と住民自治の充実による市民主体の都市づくりへの取り組みを今以上に進めるとともに、市民と行政の協働により進めることが必要となり、市民・事業者・行政が都市づくりに関する知識や情報、将来の地域展望を相互に共有し、相互協力のもとに、計画の実現を目指していくことが重要となり、各地域のまちづくり協議会などの市民団体を初めとして、市民が主体的に都市づくりに参加し、計画、運営、維持・管理、点検・評価などの一連の地域マネジメントにかかわりながら、みんなでまちづくりを進めることが重要となり、行政においては、市民の都市づくりへの活動に対する参加意欲の高まりに応えられるような仕組みづくり、地域の都市づくりの熟度に応じた支援体制づくりに加え、対応策の検討を進めたいとの答弁でしたが、私もこういったことは大事だと思いますけれども、愛知県が5月30日に南海トラフ巨大地震の発生時に予想される県内の被害について県独自の調査結果を発表し、高浜市においては、昨年5月の死者数の暫定値200人が今回は300人となり、被害想定が大きくふえております。

高浜市においても独自の被害想定を持って、今後防災計画が設定されると思いますが、これを機会に、私は都市計画マスタープランをもっと具体的に進めていくことが重要だと考えますが、答弁をお願いいたします。

続きまして、(2) 高浜市公共施設あり方計画と市街地整備基本計画の整合を図れについて質問させていただきます。

3月議会の答弁の最後でもありましたが、公共施設あり方計画につきましては、40年という長期にわたる計画ですので、この間における社会経済情勢や市民ニーズの変化により、今後、どこかの地域で都市基盤整備の機運が高まり、具体化するような状況が出た際には、提案のありました内容について検討する余地はあり得るとの答弁をいただきましたが、ぜひ、公共施設あり方計画と整合のある市街地整備基本計画を策定し、社会資本総合整備事業に認定されれば、補助事業の対象にもなると考えますので、答弁をお願いいたします。

続きまして、2問目、人事行政組織について。

まず、(1) 行政組織の考え方について質問をさせていただきます。

平成26年度高浜市行政組織図では、企画部が総合政策グループと人事グループの2グループ、総務部が行政グループと財務グループの2グループ、市民総合窓口センターが市民窓口グループと市民生活グループと税務グループの3グループ、福祉部が地域福祉グループと介護保険・障がいグループと福祉まるごと相談グループと生涯現役まちづくりグループと保健福祉グループの5グループ、こども未来部がこども育成グループと文化スポーツグループの2グループ、都市政策部が都市整備グループと企業支援グループと都市防災グループと上下水道グループと地域産業グループの5グループ、教育委員会が学校経営グループと教育センターグループの2グループとなっており、福祉部と都市政策部が5グループと他の部に比較するとグループ数が多く、特に上下水道グループにおいては、以前は上下水道部であったものが上下水道グループに変更になっており、上下水道グループは特に大変ではないかと思えます。私は行政組織は、職員の適材適所の配置と管理職のマネジメントが大切だと思いますが、今回の行政組織変更の考え方についてお伺いをいたします。

次に、(2) 人事管理と職員の健康管理について質問をいたします。

平成25年度に首都大学東京教授大杉覚氏を塾長に迎えて「たかはま地域経営実践塾」が開催されたことをお聞きしましたが、その狙いと内容はどのようなもので、成果としてはどのようなものがあったのかお伺いいたします。

続いて、職員の健康管理について質問をいたします。

上下水道グループの職員が1名病死され、同グループの職員も1名入院しており、また、都市整備グループの職員も1名入院しており、都市政策部でここ1カ月前後のうちに3名の職員が病気入院等をしていますが、各グループ職員の最大残業時間と平均残業時間をまず教えてください。

次に、年に一度は職員検診を実施していると思いますが、検査結果についてどのように把握し、対応をしているのかお答えをください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、黒川美克議員の御質問、1問目、一つ、都市計画について問う、（1）市街地整備基本計画を策定せよ、（2）高浜市公共施設あり方計画と市街地整備基本計画の整合を図れ、以上、2点についてお答えをいたします。

最初に、市街地整備基本計画を策定せよについてお答えいたします。

御質問の市街地整備基本計画は、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画を受け、将来都市構造の実現のために、市街地の面的整備や都市施設の整備計画等について検討し、実現可能な目標年次に事業を実施するための計画であります。

この計画は、道路、公園、下水道や河川といった都市施設や区画整理などの面的整備を含む地区整備事業について、具体的な事業化に向けて検討を進める内容で構成をされております。

当市は、過去に市街地整備の計画的な事業推進を図るため、平成2年3月には「高浜市21世紀ビジョン」（第4次の高浜市総合計画）が策定されたことに伴い、平成4年3月に「高浜市都市整備総合ビジョン策定調査報告書」を作成いたしております。

この報告書の内容は、当時の現状の整理、公共・公益施設の状況と問題点、公共・公益施設整備の基本方針、都市基盤整備の基本方針についてまとめられ、この基本方針に沿った、公共施設や都市基盤整備が進められ、現在に至っております。

改めて、これまでの市街地整備の経過を申し上げますと、土地区画整理事業として、市が事業主体となる公共団体施行と、ある一定区域の土地所有者等がみずから事業主体となる組合施行、個人で行った個人施行の区画整理がありまして、初めに、当市が事業主体の土地区画整理事業は、昭和45年に名鉄三河線吉浜駅周辺の地区、面積16.83ヘクタールを吉浜南部土地区画整理事業として事業着手し、昭和51年までに事業が完了しており、事業費は5億7,700万円となっております。

次に、市内で最も規模の大きな高浜中部特定土地区画整理事業は、昭和51年に事業着手し平成元年に事業が完了し、事業費は52億5,890万円でした。

次に、組合施行の区画整理事業としては、高浜蛇抜土地区画整理事業から始まり高浜竜田土地区画整理事業、吉浜北部土地区画整理事業の3つの事業が昭和63年度までに完了し、平成に入ってから、高浜東部土地区画整理事業、高浜南部土地区画整理事業、高浜向山土地区画整理事業が組合施行で事業着手され完了しております。

また、個人施行としては、平成13年から平成16年の間に実施した1.16ヘクタールの高浜神明土地区画整理事業があり、事業費は9,320万円であります。

区画整理事業以外では、市街地再開発事業を三高駅周辺の東西の2地区について実施しており、最初に事業着手しました、三高駅西地区第一種市街地再開発事業は市施行で、面積約1.7ヘクタール、施行年度は昭和63年度から平成9年度、事業費は114億2,500万円、一方、三高駅東地区第

一種市街地再開発事業は組合施行で、面積約0.7ヘクタール、施行年度は平成3年度から平成6年度、事業費は34億4,500万円となっております。

次に、都市計画道路について申し上げますと、都市計画道路は、愛知県と高浜市により都市計画決定をされており、内訳といたしまして、愛知県が都市計画決定を行っている路線は、衣浦豊田線を初め8路線の約25キロメートルで、高浜市が都市計画決定を行った路線は、三高駅東線を初め10路線で約8.8キロメートルとなっております。このうち、車両が通行可能な状態となっている都市計画道路の整備率は平成25年度末で、約80%になっており、愛知県内の市町村の整備率の平均は73%であることから、整備率が低いという状況ではありません。

次に、都市公園については、21カ所が整備されており総面積は10.99ヘクタールであり、平成25年度末の人口が約4万6,000人であることから、市民1人当たり約2.4平方メートルとなります。愛知県内市町村の整備率の平均が約7.2平方メートルと比べると低い状況ではございますが、未整備の公園はない状況となっております。

最後に、公共下水道事業については、平成2年11月に事業認可を得て、平成3年度から整備工事に着手しており、平成10年10月より供用開始をいたしまして、計画的に整備を進めております。平成25年度末で整備が終わり供用開始をしている面積は447.5ヘクタールで、下水道全体計画面積890ヘクタールに対し、約50.3%となっております。下水道を使用できる環境に住んでいる市民は、行政人口の約53.9%、2万4,890人となっております。以上が、これまでの市街地整備の概要であります。

さて、議員の御質問にあります、市街地整備基本計画につきましては、都市計画マスタープランに描かれた、土地利用計画を軸といたします、面整備の必要な区域や道路等の都市施設の整備方針に対して優先度に基づき、第6次総合計画の基本計画「こんなことに取り組みます」の中でお示しをいたし各アクションプランでその取り組みを推進いたしております。

まさに、市街地整備における課題は、都市計画マスタープランの地区別構想に掲げられた地区整備の課題の解決を図ることであると認識をいたしており、御承知とおり以下のような具体的な取り組みをいたしております。

市事業では、市東部地区における新規工業系用地の確保、市南部地区では、市道港線の整備、論地町地内では（仮称）論地どんぐり公園の整備や公共下水道事業の汚水整備、一方、県事業では、衣浦大橋交差点の立体化事業、（仮称）高浜緑地の整備などを進めております。

そうしたことから、議員御質問の市街地整備基本計画の策定についての御提案の御趣旨は十分理解をいたしますので、今後、都市計画マスタープランの見直しをする中でその時点の経済状況、将来の人口問題等を踏まえ、周辺環境の変化や外的な要因にも注視し、その必要性を慎重に検討したいと考えておりますので御理解いただくようお願いいたします。

次に、2点目の高浜市公共施設のあり方計画と市街地整備基本計画の整合を図れについて、お

答えいたします。

先ほど、高浜市の土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備事業の実績について御紹介をいたしました。このような事業には、多大な年月と膨大な費用を費やしており、今後、必要に応じたこれらの事業を実施する場合、市の財政負担も相当額になることが予想されます。

御質問にありました、公共施設のあり方計画に基づく公共施設の更新時期に合わせて、その周辺を含めた都市基盤整備事業を一体的に行うために、市街地基本計画を策定するといった考え方につきましては、将来のまちづくりを進めていく上での一つの事業手法であることは理解をいたしますが、そのためには、緊急性の高い公共施設の更新が後回しになるおそれがあること、また、都市基盤整備に係る事業期間が、整備内容によっては長期にわたることに加え、公共施設の建てかえや改築時期が同時期となった場合、多額の財政負担が発生することなど、課題が多いのも事実であります。これらの事業を進める上で、歳出の平準化を念頭に置き、計画を推進していくことが重要でありますので、さきの3月議会の答弁でも、申し上げましたとおり、公共施設のあり方計画のそもそもの趣旨として、40年間という長期的なスパンの計画の中で、将来を見据えて、公共施設が持つ機能を重視した考え方に基づき、施設の長寿命化や機能の集約化・複合化などによる総量圧縮と財政シミュレーションから将来コストの削減目標を掲げ、平準化を図るといった内容になっており、更新の際に市街地整備をあわせて行うという考え方は、持ち合わせていないことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、黒川美克議員の2問目、人事行政組織について、（1）行政組織の考え方について問う、（2）人事管理と職員の健康管理について問う、以上、2点の御質問について、それぞれお答えさせていただきます。

まず初めに、行政組織の考え方でございますが、昨年12月定例会での黒川議員からの一般質問「行政組織について」の中でも御答弁申し上げたように、本市では、平成16年5月に、東京大学名誉教授の大森彌先生を委員長にお招きし、民間委員14人で構成する高浜市構造改革推進検討委員会を組織し、高浜市が目指す持続可能な自立した基礎自治体を確立するため、「財政力の強化」、「住民力の強化」、「職員力の強化」の3つのキーワードを基本理念とする「高浜市構造改革推進検討委員会報告書」を取りまとめていただき、平成17年3月に提出を受けているところであります。

この報告書では具体的な方策の中で組織構造改革として、グループ制の導入による組織のフラット化や組織の再編といった行政組織の改革について提言をいただき、その考え方を踏まえて職員プロジェクトにおいて、2005組織構造改革として報告書という形で、組織構造改革の具体的な方策が提言され、その内容に沿って、平成18年4月の行政組織・機構の全面的な改革を実施させ

ていただいたところでございます。

この2005組織構造改革報告書の中では、新組織の目標として、5本の柱を掲げており、1本目の柱は、「市民と協働する組織づくり」として、地域協働部の新設、2本目の柱は、「市民の利便性を追求した組織づくり」として、ワンストップサービスの実施のための市民総合窓口センターの新設、3本目の柱は、「新しい市民ニーズに柔軟に対応する組織づくり」として、公聴部門の強化のための「総合相談窓口」の設置、4本目の柱は、「トップマネジメントの強化を目指した組織づくり」として、2人副市長制の導入、5本目の柱は、「効率的な事務処理を目指した組織づくり」としてグループ制の導入と事務の一括処理等について、それぞれ具体的な方策が提言されております。

こうした提言を受けて、平成18年度の行政組織の改革では、市長部局の体制をそれまでの6部2室14課から6部23グループへと再編するとともに、事務分掌の見直しなどを行ったところであります。

そこで、御質問の行政組織の考え方でございますが、行政組織に対する基本的な考え方につきましては、現在においても構造改革推進検討委員会報告書や2005組織構造改革報告書の提言等に基づき、新しい行政課題への対応や、市民の視点に立った組織づくりを基本といたしております。

今回の組織の見直しにつきましては、平成26年度から平成29年度までを計画期間とする第6次高浜市総合計画の中期基本計画が本年1月に可決されたことに伴い、この中期基本計画をより着実に、かつスピーディーに実行するため組織体制を見直したものでございます。議員の御質問にありまして、都市政策部の関係では、新たな行政課題として浮上してまいりました、工業立地や企業誘致などの事業を短期間で集中的に行うためには、用地交渉や都市計画などに専門知識を有する職員が必要であるとの観点から、公共事業等においてノウハウを有する都市政策部にこれらの業務を移管し、農・商・工の3つの産業が連携して、企業誘致後のまちづくり活動や産業活動につなげていくことを狙いとしたものでございます。

これにより、新たに都市政策部に企業支援グループを設置したことで、平成26年度の都市政策部のグループ数を、1グループ増の5グループとさせていただきました。

なお、今回の組織の再編と事務分掌の見直しに当たりましては、都市政策部に係るグループの統廃合や業務量に応じた流動的な人員配置の権限を持っております都市政策部長と事前にヒアリングを行うなど、十分な調整をした上での決定であることを申し添えさせていただきます。

次に、上下水道グループの関係でございますが、御指摘のとおり、平成6年度、7年度に上下水道部が設置されており、その下に水道課と下水道課の2課が配置されていた時期がございました。

その後、平成8年度、9年度には下水道課が建設部に統合され、水道部に再編された時期がございましたが、平成10年度以降は水道部も建設部に統合され、現在は都市政策部の管轄に入って

おります。これは、平成7年度ごろまでは、建設部において、大規模な土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市計画事業を実施しており、建設部の負担が大きかったことに加え、公共下水道事業の認可区域の拡大などの理由により、建設部と上下水道部に分けていたものと考えております。

都市政策部では、現在は、その当時のような土地区画整理事業や市街地再開発事業が計画されていないという状況の中で、重要給水管の耐震化や、公共下水道事業の認可区域の拡大など、一定の事業が毎年度生じてくる状況ではございますが、上下水道グループの業務が、特に過重であるとは認識いたしておりません。

ただ、今後、上下水道グループの業務量が増大し、業務遂行が大変な状況になれば、所属職員の部付け人事のメリットを生かし、都市政策部内において、部長のマネジメントにより業務量に応じた柔軟で流動的な人員配置が可能でありますので、御理解をお願いいたします。

いずれにいたしましても、今後とも、新たな行政需要や課題等の発生により、行政組織の見直しを行う必要が生じた場合には、部局ごとの業務の質と量を見極め、能力や経験、資格などを踏まえた、適材適所の職員配置はもとより、常に効率的で効果的な人員配置を心がけるとともに、地域や市民のニーズに的確に応えられることを前提とした組織の改編を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、（２）人事管理と職員の健康管理について問うについてお答えさせていただきます。

まず、御質問のたかはま地域経営実践塾の狙いと実施内容、成果についてでございますが、御指摘のとおり、平成16年度に設置いたしました高浜市構造改革推進検討委員会の副委員長をお務めいただきました、現首都大学東京大学院教授の大杉覚先生を塾長にお招きし、若手・中堅職員20名を対象にたかはま地域経営実践塾を平成25年度に開講いたしました。

この塾の狙いですが、地域を創るという経営の視点で、既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想で、本市が自立した基礎自治体として生き抜いていくために、常に問題意識と確固たる使命を持ち、みずから考え、主体的に行動していける人材を育成することにより、広く職場の底力を向上させることを目指して開講したものであります。

平成25年度では、全体として6回の塾を開講しており、第1回目では、塾長であります大杉先生から「地域を創る職場力、実践力の向上に向けて」と題して講義を受けたのち、各グループに分かれて高浜市の職員や職場に関するSWOT分析を実践したほか、職場や業務の現状を把握するための職員アンケートの実施について検討いたしました。

2回目には、職員アンケートの結果を踏まえ、職員一人一人が、より仕事に誇りややりがいを持って取り組むことができるような職場としていくためにはどうしたらよいかについて意見交換を行っております。

3回目と4回目には、「役職ごとに求められるリーダーシップについて」と題するワークショ

ップや、教え、教えられる、先輩を見て育つ風土がなくなってきたという高浜市の現状を、どうすれば解決できるのかといった、課題に対する実現可能な取り組みの検討がなされました。

5回目には、前回の議論を踏まえ、成長するきっかけをどうしたら次の世代に楽しく伝えられるかというテーマに基づき、今年度の実践内容として発表する項目について検討するとともに、「忙しすぎる。さて、どうしよう」をテーマにグループ・ディスカッションを行っております。

この回での議論では、企画し、伝えるだけにとどまらず、それを職員同士が目標を語り合いながら、職場の先輩である3人の部長の貴重な経験や想いを引き継ぐための実践内容の発表の場として、現在の副市長のほか、総務部長、福祉部長の3人をプレゼンターとして、部長トークを本年2月18日に開催いたしましたところであります。

最後の6回目では、「忙しい！の解決に向けて」をテーマに、グループ・ディスカッションを行い、その中で、すぐに取り組める4つの提案を取りまとめ、3月25日に市長に提出をいたしております。

その内容を4月の部長会で紹介し、その提案を受けて、5月の部長・リーダー会において、提案に沿った取り組みについて何人かのグループリーダーから発表してもらったところでございます。

以上が、平成25年度における地域経営実践塾の主な取り組みでございますが、この塾を開講した成果といたしましては、参加した塾生が、部長トークを初め、みずから企画し、実践できたということに加え、「忙しい！」を解決するための提案を市長に提出できたということで、この塾の目的である、常に問題意識と確固たる使命を持ち、みずから考え、主体的に行動していける人材が育成できたものと考えております。

なお、こうした成果を踏まえ、今年度も引き続き、大杉先生を塾長にお招きし、第2期の実践塾を開講してまいります。

最後に、職員の健康管理についてお答えさせていただきます。議員の御指摘のとおり、今年度に入りまして、病気により職員1名が死亡するとともに、2名が、現在も入院・治療中でございます。いずれの場合も、発症の原因は業務遂行に伴うものではございませんが、こうしたことが続くことで、職員のパフォーマンスが低下し、ひいては市民サービスの低下につながることもなりますので、職員の健康管理については、十分留意してまいりたいと考えております。

そこで、御質問の各部ごとの職員の最大残業時間と平均残業時間でございますが、平成25年度の実績といたしまして、まず、企画部では、年間の最大残業時間547時間、平均残業時間163時間、総務部では、最大254時間、平均94時間、市民総合窓口センターでは、最大307時間、平均99時間、福祉部では、最大713時間、平均284時間、こども未来部では、最大439時間、平均87時間、都市政策部では、最大441時間、平均123時間、その他、教育委員会、議会事務局などでは、最大295時間、平均119時間という状況となっております。

また、職員の健康管理に対する取り組みにつきましては、毎年、再任用職員を含めた正規職員及び臨時職員を対象とした健康診断を実施しており、受診率は、正規職員と臨時職員を合わせ、平成25年度で94.6%と、ほぼ全職員が受診しているという状況でございます。

さらに、希望者を対象とした脳ドックや胃検診を実施するなど、健診を受診する機会をふやし、職員がみずからの健診結果を確認し、健康管理をしっかりと行えるよう、きちんとサポートしているところでございます。

次に、職員の健康診断の様相結果についてどのように把握し、対応をしているのかという御質問ですが、健診結果は人事グループにも届いております。その中で、平成25年度の健診結果で要治療または治療中と判定された者の割合は正規職員で21.9%、臨時職員で22.1%となっております。

また、要二次検査または要治療と診断された職員には、健診を委託しております刈谷豊田総合病院高浜分院から、再検査の案内の文書が出されるとともに、再検査を受診していないようである場合には、再度、文書で受診の案内が届く仕組みとなっております。

また、人事グループにおきましても、健診結果に基づき、受診忘れがないかどうかをチェックし、受診していない職員に対して健康診断を受けるように催促をしているという現状でございます。

いずれにいたしましても、本人の健康管理もさることながら、精神的な面を含めた所属職員の健康管理などは、管理職を含めた上司の役割であり、先ほど申し上げた地域経営実践塾からの「忙しい！」を解決するための4つの提案を職場に取り入れ、特定の職員に過重とならない、適切な職場環境づくりも管理職の大切な職務であります。

今後とも、管理職のマネジメント力の向上を含め、職員が働きやすい環境づくりのために尽力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 第1回目の答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で、平成4年3月に高浜市都市整備総合ビジョン策定調査報告書を作成しているとの答弁がありましたが、その計画期間をお答えください。

次に、1点目の市街地整備基本計画の策定については、主旨は理解していただいたとのことで、今後、都市計画マスタープランの見直しをする中で、必要性を慎重に検討するという答弁をいただきましたが、私は先ほど質問の中でも、今回、県から発表された南海トラフの巨大地震の被害想定に少し触れさせていただきましたが、まちの面整備を含めた基盤づくりは、家屋火災や避難ルートの確保など、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、非常に大切であると考えております。

したがいまして、都市計画マスタープランの目指すべき将来都市構造を基盤ビジョンとして、個別の推進計画が、実現できる計画として備えていただきたいと思います。

そこで、確認を含めてお伺いをいたしますが、現在、全国各地のまちづくりの多くが、国の社会資本総合整備交付金事業で実施されているわけでありますが、私がお尋ねをした市街地整備基本計画を策定し、仮にこの事業を進めようとする場合は、社会資本総合整備交付金としてどのように事業化できるのかお伺いをいたします。

それから、行政組織の考え方の答弁で、都市政策部長と十分な調整をした上、決定との答弁がありました。他の部等では2から3グループですが、都市政策部と福祉部については5グループあり、他の部長に比べると激務ではないか感じますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

それから、地域経営実践塾からの忙しいを解決するための4つの提案を職場に入れたとの答弁がありましたが、どのような内容でどのように取り入れたのかお答えください。

以上で再質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） それでは、最初の御質問の高浜市都市整備総合ビジョン策定調査報告書について計画の期間でございますが、報告書には平成4年から平成17年までとしておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、社会資本整備交付金事業の社会資本整備総合交付金事業では、都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）というものと都市再生区画整理事業などがあります。それぞれ、総合計画や都市計画マスタープランなどの計画に基づき事業計画の策定を行う必要がございます。計画の策定には、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための計画を策定することとなっております。既存ストックの有効活用を図りつつ、地域の中心拠点・生活拠点を形成し、持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域の生活に必要な都市機能の整備・維持などが重点的かつ集中的に支援をいただくとされております。

これらの事業内容に対しても、国の方向性は、地域が主体となって行われるべきものであることで、あわせて、インフラの整備・維持、維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率的な向上等を実現することも考慮することともされております。

いずれにいたしましても、都市計画マスタープランに示された課題と将来の都市構造の実現に向けて、スケジュールや具体的な課題などについては、地域の皆さんとお互いに協力し進めることが重要であると考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは私のほうから、人事管理に関する御質問の1つ目の御質問に

ついてお答えさせていただきます。

御指摘の2つの部につきましては、所管するグループの数だけで比較をすれば、確かに業務の範囲が広く、業務量的には多いという判断もできますが、必ずしもそれだけで激務であるとは言いきれないというふうに考えております。

グループの数が多いことにつきましては、それぞれの業務量に応じてグループリーダーを配置しておりますし、また、グループには、部長へのヒアリング等を通じて、業務量に応じた人員を適正配置させていただいているところであります。

今後とも、必要に応じて各部局長等と随時面談を行うなど、部局ごとの業務の質、量、こういったものを見きわめながら、市民の視点に立って、常に効率的で効果的な人員配置を心がけ、地域や市民のニーズに的確に応えられる組織づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 次に、たかはま地域経営実践塾からの「忙しすぎる！」を解決するための4つの提案の内容でございますが、まず1つ目として「ギブ・アンド・テイクの精神で職員同士が互いに手を取り合って業務に取り組む」、2つ目として「一人だけの仕事にしない」、3つ目として「整理整頓の徹底」、4つ目として「グループミーティングの実施」が提案をされております。

これを受けまして、各グループでは、庁内LANのグループウェアを活用し、所属職員のスケジュールについて情報共有している事例や定期的にグループミーティングを実施している事例、1人業務2人担当制の導入など、こういった取り組みが報告されております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

もう少し私の予定した時間よりも早いので、もう一点、お伺いをさせていただきたいと思っております。

先ほど、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震の高浜市の独自の被害想定について、調査結果がまだ発表されていませんので、公共施設あり方計画には被害想定は反映されておられません。再質問の御答弁にもありましたが、社会資本整備総合交付金事業では、都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）や都市再生区画整理事業などがあり、それぞれ、総合計画や都市計画マスタープラン等の計画に基づき事業計画の策定をする必要があるとのことですので、南海トラフ巨大地震の高浜市独自の被害想定が発表されたときには、市民の安全・安心のためにもこれらの計画を策定していただき、整合をとっていただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

続きまして、人事のほうでもう一点、たかはま地域経営実践塾の中で職員アンケートを実施したとの御答弁がありました。どのようなアンケート内容でどのような結果だったのかを教えてください。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 先ほど御質問がありました都市再生整備事業（旧まちづくり交付金）ということですが、私ども、そういった事業を活用して、都市施設の整備を過去にしております。

少し事例を紹介いたしますのであれば、吉浜の地区では人形小路だとか、それから、まちづくり協議会の拠点になっています吉浜のふれあいプラザ、それから、高浜の南部地区という形で申請をしまして、碧南高浜線とって、街路事業がございますが、それ、それから、論地橋の改築、数年前になりますけれども、それもしております。そのときに、あわせて川の道の整備をしてきたということがございます。

今の御質問の中で、今後、いわゆる公共施設のあり方とそれから、先ほど出ております被害想定、そういったものをどういうふうに関連づけていくんだというようなことだと思いますが、これは公共施設のほうも、既に始まったところでございます。個別に今後は各施設の検討がなされていくと。その中で複合化であるのか、それから、機能集約であるのかというようなこともありますので、そういったところを当然、公共施設使われるのは住民の方でございますので、そういった方の御意見も聞きながら、きちんとその機能性を重視して、必要とあれば、その箇所については、今おっしゃるような基盤整備の必要があるということで判断するというのであれば、そういった部分についても検討をしていく余地はあるのかなど、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） たかはま地域経営実践塾のアンケート内容と結果という御質問だと思います。

アンケート内容でございますが、職員一人一人がより仕事に誇りややりがいを持って取り組むことができるような職場としていくため、職員がどのような意識を持って日々業務を遂行しているか、現在の職場や業務に対してどのように感じているかなど、職員の置かれた現状を把握することを目的としまして全職員を対象に無記名方式でアンケートを実施いたしました。なお、アンケート実施につきましては、首都大学東京大杉覚研究室の協力を得て実施したものでございます。

主なアンケート項目でございますが、「地域と協働した仕事をしたいと思いませんか」、「高浜市職員であることを誇りに思いませんか」など、質問は全部で28項目ありまして、全てを申し上げることはできませんが、アンケート結果の一部を紹介させていただきますと、「地域と協働した

仕事をしたいと思いませんか」という質問では、「大いに思う」「やや思う」を合わせると約6割の職員が地域と協働した仕事をしたいと思っております。また、「高浜市職員であることを誇りに思いませんか」といった質問では「大いに思う」「やや思う」を合わせますと約7割の職員が誇りに思っているという結果でございました。なお、このアンケートは先ほども申し上げましたとおり、首都大学東京大杉覚研究室の協力を得て実施したものでございまして、対外的には公表をいたしておりません。詳細につきましては申し上げられないことを御理解していただくようお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

なかなか私が希望するような答弁は得られませんでしたけれども、今後、発生する南海トラフ巨大地震の被害想定、そういったものがこれから出てくると思いますが、そういったことを含めて、市民が安全・安心で暮らせるようなそういう計画を考えていただいて、市民が少しでも安心して暮らせるようなそういう行政をしていただきたいと思えます。

それから、人事につきましても職員がモチベーションを持って働けるような、こういった実践塾みたいなことをやっていただくのは非常に職員にとってもモチベーションが上がることだと思いますので、ぜひこういったことも継続してやっていただいて、職員がやりがいを持って働けるような、そういう職場にしていきたいと思えますのでよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、北川広人議員。一つ、公共施設整備について。以上、1問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは公共施設整備についてであります。

その中身は公共施設のあり方検討についてであり、また、昨年11月に私ども市政クラブから吉岡市長に提出させていただきました提言書の中に、本庁舎と高浜小学校については一定の方向性を示せと提言をさせていただきました関係上、今回は高浜市役所本庁舎整備事業や高浜小学校の整備検討についても触れさせていただきたいと思えます。

この公共施設のあり方検討については、吉岡市長の1期目の選挙に当たり、いわゆるマニフェ

ストに掲げられて始められたものであります。当時、東洋大学の経済学部の根本教授の御講演がスタートとなったと記憶をしております。また、この根本教授の書かれた「朽ちるインフラ」という本も読ませていただきましたが、まさに危機感を覚えたことを今でも思い出します。

ことし、2014年は東京オリンピックが開催された1964年から数えて50年となりました。学校や橋など、当時日本全国で整備された社会資本は、今一斉に更新投資の時期を迎えているわけであり、このままでは老朽化した社会資本が損壊し、市民の生命と財産を危機にさらす一方、再生するために莫大な予算が必要になります。その予算規模は3年前の試算ではありますが、日本全国で総額330兆円、今後50年間で毎年8.1兆円にも上ると言われております。

つまり、公共施設の多くは、都市化の進展や経済成長とともに集中的に整備がされてきました。近い将来、これらの公共施設を一斉に更新する時期がやってくるわけです。そして、これに合わせて、高齢化と人口減少が進んで、財政状況が悪化し、現状のままでは必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなるおそれがあると言われております。これがいわゆる公共施設の更新問題であります。

高浜市においては、いち早くこの公共施設のあり方検討に着手されたことは評価をさせていただきたいと思っておりますけれども、計画の策定等しっかりと市民に情報公開されているような状況ではないということを思い、今回、一般質問をさせていただくところでございます。

どうぞよろしく御答弁をお願いいたします。

それでは、1問目でございますけれども、まず、私の見解と市当局の見解というのがしっかりと一致しているかどうかというところで、現在進めております行政における公共施設のあり方計画、この策定趣旨について伺いたいと思っております。

これは、第6次の高浜市総合計画の中にありますように、「公共施設の今後のあり方を市民とともに考えます」というふうにうたわれておるわけです。ということはしっかりとこの策定趣旨を持ってやっていただかなければならないというふうに思いますので、これについてまずもお聞きをしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） まず、公共施設というものにつきましては、住民の福祉を増進することを目的といたしまして、市民生活に必要なサービスを提供する場として、また、集いの場、交流の場、学習の場といったものなど、それぞれの設置目的に沿いまして、多くの市民の皆様が利用する拠点でございまして、また、市民全体の重要な財産であるというふうには考えてございます。

高浜市におきましても、全国的な例にもよりますように、1960年代の高度経済成長期に教育文化施設やコミュニティ施設などといったものを始めまして、多くの公共施設を整備してまいりました。これらの施設につきましては建設後既に相当の年数が経過をしておりますので、近い将来、施設の建てかえや大規模改修が必要となる時期がやってまいります。

そこで、この老朽化問題への対応ということで、先ほど議員の御質問にもありましたように、いわゆる公共施設の更新問題といったものに対しまして、中長期的な視点に立って、今後の行政サービスのあり方や公共施設マネジメントのあり方の全体方針となります公共施設あり方計画といったものを策定するものでございます。

○9番（北川広人） 冒頭で私が言ったことと同じ認識で進めてられておるといことで、それを確認させていただきました。

先ほど、日本全国で総額330兆円、今後50年間で毎年約8.1兆円に上るような更新費用がかかるということが日本全国で言われておるわけですがけれども、高浜市において、たしか40年というスパンで試算がされておるとお思いますけれども、その金額を教えてくださいませんか。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいまの御質問につきましては、平成23年度に公共施設マネジメント白書というものをまとめてございます。その中でおっしゃられましたとおり、今後、40年間の試算結果というところで、総額522.5億円、年平均にいたしますと13.1億円というような試算結果が出てございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

今、お話のありましたこの公共施設マネジメント白書、これが23年に出されて、その後、25年に検討委員会から、この高浜市公共施設あり方計画（案）というものが提言書として市のほうに出されておるといことでございます。そのあり方検討委員会の中から出されたこのマネジメント基本方針と改善計画（案）が載った、この高浜市公共施設あり方計画（案）というものが、これが、公共施設のあり方計画だと思っている方が非常に多いんです。市から出るのが、公共施設の保全計画というものがもうじき出てくるよというふうに議員も含めてほとんどの市民の方々がそうだと思っているんですよ。

けども、お話を聞いておると、公共施設のあり方検討計画というものをしっかりつくるんだというお話でございます。そこを少しわかりやすく、質問をしながらお答えをいただきながらということで整理をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この25年3月に提出されたものはあくまで検討委員会からの提言書ということでありましてけれども、現在、つくろうとしておる公共施設のあり方検討計画といっているもの、行政側がつくろうとしている、つくっておるもの、それに関して、しっかりと教えていただきたいというふうに思います。

公共施設あり方計画というのは、実はこの公共施設のあり方計画と、これと名前が一緒なものですから非常にわかりにくい。ただ、名前一緒でもいいですけども、要はこれとは違うあり方

計画をつくるということで理解をしますけれども、このあり方計画の基本的な考え方、その内容というのをお教えいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 御質問の高浜市がつくる公共施設のあり方計画の内容と基本的な考え方はということでございますが、この計画は主に施設の複合化、機能移転、大規模改修といった視点での取りまとめとなってまいりますが、単に公共施設の数を減らすというのではなく、サービスを提供する場として公共施設があるという基本理念のもとに、今後40年間、必要な行政サービスを安定的に継続して提供していくための計画であるということをもっと御理解いただきたいと思います。

次に、計画の内容でございます。計画につきましては、検討委員会からの提言では、御案内のとおり、公共施設マネジメント基本方針、公共施設改善計画、そして、公共施設保全計画の3つの構成となっておりますけれども、余りにも計画という言葉が重複しておりまして、わかりづらいという御意見もございましたので、改めて整理をさせていただいております。

まず、計画の名称は検討委員会から提言をされました公共施設のあり方計画と同様の名称とさせていただきます。

そして、計画の構成でございますが、改善計画、これを改善編、保全計画を保全編と表現を改めまして、公共施設マネジメント基本方針と公共施設改善編及び公共施設保全編の3つで構成するものとしております。

ここで個々の内容を端的に申し上げますと、マネジメント基本方針では、高浜市の今後の公共施設のあり方の方針や方向性を取りまとめております。公共施設改善編では、市が保有する公共施設につきまして、複合化や機能移転を検討することとする施設と、今後も維持、継続していく施設のすみ分けを行い、あわせて削減目標を設定し、取りまとめを行っております。また、公共施設保全編では、今後維持していく施設について、建てかえ、大規模改修するその基準、時期等の考え方を取りまとめたものとなっております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 大体わかりましたけれども、当然、この公共施設のあり方計画、これが検討委員会から提言として出されたわけですが、基本的な方針等の中身というのはある程度踏襲されていくものだというような理解をさせていただいておりますが、いま一度、その公共施設、今、行政側がやらんとおる公共施設マネジメント基本方針の内容について伺いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいまの御質問の公共施設マネジメント方針につきましては、今ある

資源・資産を最大限活用いたしまして、コストの削減と行政サービスの維持・向上の両立を図ってこうというものでございまして、大方針を「高浜市の次世代に向けた公共施設マネジメントの確立・発信」と定めまして、施設の総量圧縮と建てかえから大規模改修へと、こういったことをポイントに、長寿命化の方針、改善案のモデル検討、民間活力による効率化の促進、近隣自治体との連携促進、長期的な財政シミュレーションに基づきます投資的経費の検討といった、5つの柱を設けてございます。

また、取り組むべきことといたしまして、長寿命化・維持管理コストの見直しによります削減、機能の複合化、運営の見直し・統合等によります総量の圧縮、公共施設に係る投資的経費の確保の3点といったものを改善項目として挙げさせていただいております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） やはり検討委員会からの提言という提言書の中にあるものと本当に合致しておるということと言っても過言ではない今言った基本方針だと思います。

ただ、この検討委員会から出ているあり方計画に関しましては、具体的にどの施設がどの時期に更新されるかということは示されておられません。

今、取りまとめておる行政の公共施設あり方計画の中ではもう少し具体的に、具体化することというのは考えていらっしゃるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま議員御指摘のとおり、具体的なところまでの記述といったところまでは至ってございませんでした。

そういったお声のほうもお聞きしておりますことから、市が作成をしておりますこの公共施設あり方計画では、どういった公共施設を、いつ複合化するのか、また、いつ機能移転をするのかといった方向性といったものを、もっと具体的に公共施設の改善編というところでお示しをしております。

また一方で、今後維持をしていく施設につきましては、いつ建てかえるのか、また、いつ大規模改修をするのかといったことなどを公共施設保全編というところで、それぞれ盛り込んでまいります。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりやすく言うと、なくす公共施設に関しては改善編で示しますよ、それから、維持していくものに関しては保全編で示しますよという理解でいいかと思うんです。すごく大ざっぱで乱暴な言い方かもしれませんが、ただ、先ほど言ったように、なくすというのはなくすという意味ではなくて、機能移転とか、あるいは複合化ということを含めた中でのなくすということで、今、話をさせていただいたんですけれども、こういう言い方をしないと、結局、計画書の名前だけで何をやっておるものかがわからないんですよ。

ですから、やっぱりよりわかりやすいことで我々議員としては特に市民に伝えていくということが大事なものですから、今、ちょっと乱暴ではありますけれども、そういう言い方をさせていただきました。

それでは、今、答弁にありました公共施設改善編の目的と、そしてその内容についてもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） この公共施設の改善編の基本的な考え方といたしましては、新しくつくることから賢く使うことということを基本といたしまして、施設の大規模改修や建てかえ等の更新時期に合わせまして、機能の複合化や集約化を図ることによりまして、サービスの維持・継続といったものを目指していくというものでございます。

具体的に申し上げますと、施設機能の複合化、運営の見直し・統合等によります施設の総量の圧縮に向けての具体的施設を明確化させていただきますとともに、改善案、それから改善方法、改善効果、削減目標などを取りまとめてまいります。

あわせて、先ほど申し上げましたが、対象となる施設の改善時期の目安といったものを示したものとなっております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは改善編に続いて、公共施設の保全編の内容についてもう少し具体的にお教えいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 公共施設保全編につきましては、今後も継続をして使用する施設を明確にさせていただきますとともに、平成25年度に実施をいたしました公共施設の劣化状況調査といったものの実施状況、劣化度についてお示しをさせていただき、次に、調査結果に基づきまして、施設の保全優先度の設定を行い、あわせて施設の延命化を図るための保全基準の設定や、施設ごとの建てかえ・大規模改修といったものの整備レベルといったものを明確にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 大体内容というか、内容という言い方おかしいですね。どういうものが書かれておるものなのかということは大体わかりました。

当然、これ、中身が具体的にここの施設をこうする、ああするということが書かれるわけですので、出した途端に、いろいろと市民の方々あるいは団体の方々、さまざまなどころからさまざまな意見が出る可能性があると思います。

そのときに、また、僕、後で言い忘れちゃうといけないんでここで言わせてもらいますけれども、今言った何のためにこの公共施設のあり方を検討しておるのかということを明確にしていた

だくことは当然なんですよ。当然なんですよけれども、これを、これだけの話で進めるというわけには僕はいかないと思うんですよ。

ですから、やっぱり市民の声、それから各種団体の声、そういった方々の声をしっかりと拾い上げて行って、全て納得の上で進めるということがやっぱり一番望ましいと思います。

ただし、当然、申しわけない言い方ですけども、てんびんにかけるもの、かける時期、そういったものはあると思います。その辺のところは当然、想定できますけれども、そういったところもしっかりと今、早くにそれをしっかりと情報共有として市民の方々に出してあげることによって、あるいは、情報収集として市民の方々からの声を拾っていくことによって、いろいろと緩和できるような場面もつくれるのかなという気がいたしますので、そのところだけはもう締めみたいな話になっていますけれども、ここでちょっと言わせていただいております。

それでは、次にですけども、先ほど冒頭に言いましたけれども、私どもの市政クラブは昨年末に26年度の予算編成に対して、吉岡市長に提言をさせていただきました。その中身は、公共施設の保全計画については市民の目に見える期間で策定し、わかりやすく情報公開しろ。そして、高浜小学校や市役所本庁舎については早急にその方向性を示せといったものであります。今回、この改善と保全の内容について今、答弁いただきましたけれども、これがどういうことが書かれるものなんですよという話を今、具体的に聞きました。

実際、いつ、どのように、どのくらいの額でといったものがあると、さらにわかりやすくなると思います。先ほど言ったように、てんびんにかけるべきいけない場面というのは出てくるわけですよ。そのためには、それだけの情報を同じように与えなければやっぱり議論することはできないと思うんです。そういった意味で、そういったことを何か方策として考えてみえるのか、そのところをお聞かせいただきたいと思うんです。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいま、北川議員御指摘のとおり、私どもも今回、この計画を作成している段階におきまして、議会の皆様や市民の皆様に対しまして、どの公共施設が、いつの時期に機能移転となるのか、複合化となるのか、大規模改修をするのか、どれくらいの費用が必要となってくるのか、これは当然、関心事となってまいりますので、何らかの形でお示しをしなければならぬと思っております。

そこで、現在、今後も維持していく施設に対する保全のスケジュール、これは40年間に及ぶものです、そして、施設の複合化や機能移転といった総量の圧縮対象となる施設に対する改善のスケジュール、これも40年間になりますが、この40年間にわたっての推進プランをお示しさせていただきたくてございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ということは、公共施設に対しての公共施設マネジメント基本方針とそれ

から、公共施設保全編と公共施設改善編というものと、それと、保全スケジュールと改善スケジュール、推進プランというものが同時に示されるということによろしいですか。よろしいですか。

私ども、議会として聞いておるのは今月末ぐらいに示して、保全計画という当時話でありましたけれども、それは6月末で何とか出せるんじゃないかというようなお話も伺ったような気がしますが、今言ったような計画が、スケジュールプラン、そういったものが今月末に全て同時に示されるのかどうか、これ、確認したいんですけれども。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいまの御質問いただきましたけれども、私どもといたしましては、今6月議会の最終日に全員協議会の開催をお願いし、ただいま御指摘をいただいた資料について御提示をさせていただき、説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 先ほども言いましたけれども、何よりも重要なのはやっぱり市民の方々と情報共有をすることであるというふうに私は思っています。

ただ、それは本当に、もろ刃の剣といいますか、本当に非常にきついことになる、極論を言うと、市長も我々もそうですけれども、政治家というのはそういうものに非常に左右される立場であることは間違いないわけであります。

特に私ども市議会においては来年度、選挙という時期を迎える中で、行政側がしっかり覚悟を持っていち早く市民の方々にそういったものを示して情報共有をして、さまざまな情報収集もして、より多くの市民の方々の御理解をいただきながら進めていくんだという決意のもとであるのであれば、我々議員もしっかりとそれに応えていかなければならないというふうに思います。

わかりました。ありがとうございます。しっかりとそれは出てきたものをまた見させていただきます。

それから、今後の出てくるものというのは、この白書、それから、公共施設のあり方検討委員会の提言書から見ると、40年間にわたっての公共施設のあり方に関するものであるというお話でございます。

そうすると、この計画を40年間進めていくという部分においては、財政面というのが非常に重要なことになってくると思うんです。

そうすると、財政面での担保をどう保っていくのか、それは中長期的な視点に立って計画を進めていかなければならないというふうに思うんですけれども、その計画を着実に進めていくためには、体制をしっかりつくってやっていただかなければならないというふうに思いますけれども、まず、その体制づくりというもの、どういうところで検討がされておるのかというところ、そこについて伺いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 公共施設のあり方の推進体制ということで御心配をいただきましたけれども、推進体制といたしましては、本年の4月早々に、市長をトップに、副市長、教育長、そして各部長で構成いたします公共施設のあり方推進本部を立ち上げております。

高浜市が今後取り組んでまいります公共施設のあり方、これは、組織の縦割りを越え、全庁を挙げて横断的な取り組みが必要となってまいりますことから、この推進本部を立ち上げたというものでございます。

そして、例えば、今回、庁舎整備に関しまして実施方針を提示させていただきましたけれども、この実施方針につきましても、このあり方推進本部において協議をし、最終の意思決定を行っております。

今後も、後に高浜小学校の整備の関係が出てまいります。これにつきましても、この推進本部が中心になって、個々の検討部会というのは設けることになるかと思っておりますけれども、こういった形で同様に進めていくということでございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

体制づくりについてはわかりましたが、実際、そこでどういう議論があつて、何がなされておつたのかというのは全く見えないんですね、現実的に。

昨年度でいいますと、総合計画の策定に当たって、あるいはその前の多分、事業仕分けもそうですけれども、吉岡市長に関しては全てのを公開するんだという姿勢でやってこられました。そういった部分でいうと、今回、その推進本部というものは市長を中心に、縦割りの弊害をなくすためにということで、今、お話ありましたけれども、実際これ、誰も知らないですわね、中でどういう話がされておるのかというのは。

出てきた結論に対して、これ、質問項目入っていますから後でまた言いますけれども、実際、そういうところに不信感が出たり、声の大きいものが勝ってしまっておるんじゃないとか、あらゆるところがそういう方向に向いていけば、先ほど来から言っておるように、情報を出すことがプラスにならないですよ。そうじゃないですか。情報を出すんだつたら、しっかりとその情報を出した根拠となる部分も出さなければ、僕は意味がないというふうに思います。

ぜひ、そのところは体制づくりがどうだ、こうだということは、それは行政側で考えていただければ結構ですけれども、何らか、どのように伝えてくるのか、例えば、議会にどう伝えるのか、あるいは市民にどう伝えるのかという場面というのは一度考えていただけんかなということの一つ思います。

それでは体制づくりについてはそのようなことで、今後はただ、社会保障費等の増加で非常に財政厳しくなるというのはこれ、目に見えておるわけです。今後の高浜市における人口推計、そしてそれを踏まえて、どのような財政状況を予測をしておるのか、これをお聞かせいただきたい

と思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、財政面についてお答えをする前に、人口の関係で少し御説明を申し上げたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所による平成52年までの人口推計によりますと、高浜市は、国や県の推計が減少傾向にある中で、緩やかではございますけれども、若干増加の傾向を示しております。

これを年齢別に見てみますと、年少人口はほぼ横ばい、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向、これは当然のことふえていくわけですが、特に年少人口が横ばいということとなりますと、今後の公共施設のことを考えた場合に、やはり、小・中学校といった教育施設というのは、大変重要なものになってくるのではないかというふうに思っております。

次に、財政面でございます。

まず、一般会計の予算規模は、公共施設の更新に伴う投資的経費の増加によりまして、現行の約135億円から150億円ほどの間で推移していくものと推測をいたしております。

次に、歳入でございますけれども、生産年齢の減少ということで、大幅な市税収入の増は見込めず、依然として自主財源の確保が、こういった課題が続いていくものと考えております。

また、投資的経費の増加により、地方債への依存も今までも増してふえてまいります。

一方、歳出では、高齢化により扶助費等の増加が見込まれ、予算総額に対する民生費の占める割合は、将来的には50%により近いものになっていくのではないかというふうに見込んでおりまして、予算編成に当たりましては、今以上の厳しさが求められてまいります。

以上のことから、公共施設のあり方計画を進めていくには、財政運営上、好材料となるものはなく、施設利用者の方々に、御不便を受け入れていただかなければならないといった場面もあるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） やはり、厳しい財政状況になるということはこれ、いたし方ないというか、人口構成というものがやっぱり日本全国そういう動きの中であるということですので、それは認識をさせていただきますけれども、これをやっぱり同じように市民の方々にも、認識をしていただかなければならないというふうに思います。

そういうことを考えると、公共施設の例えば今までよりも遠くなっちゃったとか、ここにあったものがなくなったやないかというような話も当然出てくるわけですね。そういうことも今後、これをこのまま続けていくことが不可能なんだということも、言うべきときにはしっかりと断言していかなければいけないというふうに思いますし、ただし、その不可能という市民との溝の部分

をやっぱり市民の御理解と市民との協働の中で埋めていくような努力というものはそれは今からでもできることなんですよね。そのためにも、先ほど言ったような、いかに御理解をしていただくか、情報提供をしていくか、情報収集をしていくかということにつながっていくというふうに思っております。

私ども議員も、支援者の方々に事あるごとにそういったことをお伝えしながら、今からは我慢を本当に強いられるときになりますと、それはただ、将来に向けてのためなんですよということをしつかりと伝えるような、そういう仕事もしていかなければいけないのかなということは今痛感しております。

それでは、先ほど、今月末に出していただけるというふうに言っていたいただきましたけれども、公共施設のあり方計画の中で示される保全スケジュールというのが、この今言った中期財政計画と長期の財政見通しとこれは当然、連動していかなければならないと思うんですけれども、そのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 40年間の保全スケジュールでは、今後も継続して利用していく施設につきまして、建てかえ・大規模改修などのコストを、概算ではございますが、それぞれ算出をし、コストの平準化を考慮しながら保全のスケジュールにその整備費用を設定してまいります。

また、整備に係ります財源調達、これは地方債になりますが、地方債の借入額、これも財政シミュレーションを行っておりますので、お示しをしていくことになります。

したがいまして、この財政シミュレーションが、今後、高浜市の財政運営における長期の財政見通しとなりますので、公共施設あり方計画を提示させていただくときには、あわせてこの財政見通しもお示しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。そこまで出していただければ、裏づけのあるものがしっかりと出てくるわけですので、それに対する御説明をいただいて、また、それをいろいろな方々にお示しをしていきたいなど、我々議員もしっかりと対応していきたいなということを思います。

この公共施設のあり方というのは、近年、全国の自治体で大きな課題となって言われておりますけれども、先日は総務省のほうから、公共施設等総合管理計画の策定についての指針というのが示されております。これは今年4月に示されておりますけれども、その内容は、概要の①として公共施設等総合管理計画として、所有施設等の現状、施設全体の管理に関する基本的な方針、地方財政措置となっており、概要の②では抜粋ではありますが、公共施設等の管理において長期的視点に立った老朽化対策の推進、トータルコストの縮減・平準化、まちづくりにおいて将来のまちづくりを見据えた検討、議会と住民との情報及び現状認識の共有とあります。

本市の公共施設あり方計画というのはこの総務省のほうから出されてきております、向こうがおくれて来ておるような気がしてならないんですけれども、出されてきておるこの指針と比べてこれは合致するものであるのかどうなのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま御説明のありました公共施設の総合管理計画といったものは、総務省のほうから公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための手引きとして示されたというもので理解してございます。

ただいま御質問のありましたように、この総合管理計画というものは、箱物だけではなくインフラ施設といったものも含んだ内容となっております。

したがって、高浜市の今回お示しをいたします公共施設あり方計画につきましては、インフラを除いた公共施設、いわゆる箱物に特化したものの内容ではございますが、計画の構成自体は異なっておりますけれども、総合管理計画にお示しする事項といたしましては、合致した内容となっております。こちらのほうは認識しております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 先ほどもちょっと言いましたけれども、やはり、いち早くこの公共施設のあり方ということを検討し、進めてきたことというのは、インフラが今言われたように含まれていないとはいえ、その考え、内容は国から示された内容と合致しているというふうに考えると取り組みの間違ってないというあかしになるというふうに私は思います。

ただし、そのインフラが入っていないということになると、高浜の場合は道路、橋とか、そういったもので、大きな、前回、来ていただいた秦野市なんていうのはトンネルが4つも5つもあるようなところで、非常にインフラ整備にお金がかかるなというふうに思ったんですけども、そういう点でいうと、金額的にはかからないわけではない。やっぱり、それなりに当然、計画をつくっていかねばならないというふうに思いますけれども、インフラ施策に対しての今後の取り組み計画というのはじゃ逆に、策定を進める方向でいるのか、現状、やっておるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問のインフラについてでございます。

まず、橋梁についてでございますが、橋梁については、橋の長さ、橋長が15m以上のもの10橋について、平成24年度に長寿命化計画というものを既に策定しております。この策定に基づき、計画的な修繕を進めていこうと考えております。

次いで道路でございますが、道路につきましては平成25年1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環で道路ストックの老朽化対策というものがございました。

この施策に基づき、市道の1、2級の一部及び道路の舗装に対する路面の状態の調査や道路に

ついております照明灯や標識、そういった大型標識に対する劣化調査等を実施しております。

これを受けまして、市内の1、2級の道路につきましては既に小規模な修繕工事は実施しておりますが、幹線道路であります1、2級道路でございますので、車両の交通量が非常に多く、わだちやひび割れが目立っておる状況でございます。このまま放置しておくと安全な道路通行に支障が出る可能性もございますので、計画的に舗装の改修や修繕を進めてまいります。既に今年度から進めてまいります。

また、これらの事業につきましては国の動向に注視してまいりまして、今後の対策についても順次進めてまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） これもどこで言おうかなと思っていたことなんですけれども、やはり、総務省の公共施設等総合管理計画の策定というところにはきちんとお駄賃がついておりまして、財政措置というものが平成26年度から今年度から、総合管理計画に基づく公共施設の除却に地方債の充当が認められるということがうたわれております。

というのは、要は建物を壊すのに起債ができますよという話ですよ。これ、今までできなかったことができるということは、起債というのは要は借金ですから、お金をくれるわけではないんですけれども、でも、それができないから手をつけられないということを守るためにそういう措置をとってくれれば、そのかわり、しっかりと計画を持ちなさいよということなんです。だから、道路、橋梁に関しても、多分、その方向性になると思うんです、いろんな部分で考えると。

ですから、当然、毎日のそういう小規模修繕も含めて、さまざまなことをやってみえると思いますけれども、そういった計画というものも少ししっかりとつくっていただくことも大事なのかなということも思いますので、指針にどこまでのことがインフラについては載っておるのかちょっと、私、勉強不足で申しわけないですけれども、承知しておりませんので、また、その取り組みが始まることのあるのであれば、お知らせをいただきたいと思います。

着実に進めていただくような形でお願いをいたしたいと思います。

それから、先ほど来からずっと言っていますけれども、市の方針を含めた公共施設のあり方計画に対するそれを発表されてからの市民意見の収集とか、あるいは、意見を聴取して反映させるような場面だとか、というものには対してはどのようなことをお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 公共施設のあり方を考えた場合に、市民の皆様は、納税者としての市民、そして利用者としての市民、この二面性がございます。利用者としての立場からでは、みずから利用する施設を大事に思い、複合化や機能移転、廃止となれば、施設の存続を要求されると

か、いろいろな御意見が出てくると思います。

また、全国の公共施設の取り組みを行っております自治体を参考にさせていただいても、非常に市民の皆様の意見を伺うということは非常に難しいものだというふうに思っております。多くの方から御意見をいただくというのは当然のことでございますけれども、全ての意見が反映されるということはなかなか難しいと思っております。

しかしながら、そうした中で先ほど北川議員もおっしゃいましたけれども、やはり、市民の方々に納得をしていただくということが大切だということであると私もそのように思っております。

当然のこと、市の広報紙やホームページで公表をさせていただきますが、また、一方で市民の方と協働で推進していくという観点からすれば、利用者、地域、行政との意見交換の場づくり、こういったことも必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ぜひ、その市民と協働でまちづくりを進める本市にあっては、理解と協力というのは当然不可欠であるという認識の中で課題も共有していただいて、それから、その後の使い勝手というか、そういった部分も共有をしていただいて、進めていただきたいというふうに思いますけれども、やっぱりこの、これもちょっとだれから聞いたか覚えがないんですけども、ある方が、マネジメントというのを何のあれでどういう意味なのかということで伺ったことがあります。これは、何とかする力ということで使われておるという話を伺いました。

「シティマネジメント」という言葉もございます。まさに危機ある町を何とかする力が求められておると。こういうことで、マネジメントというと、あくまで行政経営的な部分で見られてしまうんですけども、やっぱりもっと前向きに、マイナスではない、プラスに転換できるような意識づけにつなげていっていただけたらなということを非常に思います。

それでは時間が余りないものですから、この公共施設のあり方検討について、質問に続きまして、本年1月に「新しい地域活動の拠点の形成を目指して」と題した基本方針、こういったものですね、これ、出されました。

これが簡単に言うと、公共施設のあり方計画が出てないのにこれが出てきておると。これ、ついでに言わせていただくと、その次にこの5月の終わりに高浜市役所本庁舎整備事業実施方針が出てきておるということからして、いろいろなおくれはあるのかもしれませんが、まず、しっかりと整合性がとれておるかどうかというところが一番大事なんですよ。これをお聞かせいただきたいというふうに思います。この説明というのは絶対的に足りないところだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G主幹（内田 徹） 本年1月に公表いたしました「新しい地域活動拠点の形成を目指して」と題しました基本方針につきましては、公共施設あり方検討委員会から提言をされました公共施設マネジメント基本方針や公共施設改善計画（案）の中で示されている改善方策として作成をさせていただいたものでございます。

具体的に申し上げますと、庁舎につきましては、他の公共施設との複合化や保有形態の見直しによる効率化を検討することで、また、高浜小学校につきましては、他の公共施設との複合化や災害時の拠点施設としての機能の充実を図ることとされており、これらの方針に基づき、老朽化及び耐震化において早急な対策が必要となっている庁舎と老朽化の進行が著しい高浜小学校の2施設について、対応方針を取りまとめたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今、御答弁あった、確かにこの公共施設あり方検討委員会から出されたあり方計画の中には、市役所も高浜小学校もはっきり言って、切り出されて特化されて出ております。これは市庁舎という性格のものと、それから、高浜小学校はモデル事業ということで早急に取り組んでいかなきゃいけないというお話からだということは十分理解をしておるつもりですけども、でも、やっぱり順番としてはおかしい。市の基本方針が出てない、計画が出てない中で、これだけが宙に浮いておるような出方というのはやっぱりなかなか御理解がいただけなくなる可能性が高くなっちゃいます。

先ほどから言っておるように、40年間のものと、例えば出されると、どういうことが起こるかという、例えば、30年後にこれが建てかえるんだけど、今ここでやるから、これ、なくすことに決めておこうということができるんです。でも、実際30年たったら、その施設が要るかどうかというのはそこでまた判断しなきゃいけないんですよ。それぐらい今から複雑なことをやろうとしておるのにもかかわらず、せめて基本方針ぐらいが出て、それから、出してもよかったのかなという気がします。

ただ、中身について間違っておるとは僕自体は思っていない。想定内ぐらいの部分で聞いておりますけれども、どちらにしても、そこはちょっと苦言を呈しておきたいと思えます。

それでは質問ですけども、先ほど言った、この1月に出されたこちらのほう、新しい地域活動拠点の形成を目指してという部分、こちらには、特に市役所本庁舎に関してですけども、保有形態の見直しによる賃借やリース等も視野に入れた民間事業者のノウハウ、能力等を最大限活用する新たな事業方式の提案を募るといふふうになっています。

5月に出たこの市役所本庁舎整備事業、これに関しては、民間から賃借することに絞られております。これに書かれているものはですね。提案を求める施設の条件の中に既存の庁舎の改修案が含まれていません。これまで耐震改修の基本設計までやっていますよね。基本設計ともろもろであるときは、この間ちょっと試算をしてもらいましたがけれども、1,600万円ぐらいお金を使っ

ていますよ。でも、実際、そのお金がもったいないんじゃないじゃなくて、そのお金があったからこそ、次のステップにつながっていると私は思っています。思っていますから、このことをあえて聞くんですけども、結局、賃借に絞られておるといふところと、それから、耐震改修の基本設計まで進めてきたのに、なぜそれをなしにして、賃借というふうに完全に絞り切っちゃったのか、このところの理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 北川議員からは2点の御質問をいただきました。

まず、御質問の1点目、現庁舎の耐震改修の案をなぜ入れなかったかということでございますが、基本設計を実施いたしまして明らかになった課題が出てまいりました。行政サービスを提供しながら工事を施工することは、執務スペースにブレースを設置しなければなりません。仮庁舎をまた設置して、フロアごとに移転しながら工事を進めることとなります。このことから工事期間が27カ月と長期化することがわかりました。そして、今度はもう一つは改修費でございますが、起債を借りたといたしましても、工事に係る一般財源の持ち出しが11億円ほど必要となります。合わせて設計費や仮設庁舎の賃借料を含めると13億円ほどの費用が必要となると。

そこで、財源的に見た場合に、公共施設整備基金の積立金が現在8億円あると、そして、財政調整基金が約10億円ということで、それを取り崩して財源に充てるということは可能でございますが、しかしながら、今後の、次の年、来年の予算編成を考えた場合に、予算の編成ができないということも出てまいります。さらには、今後の公共施設の整備費用の捻出ができなくなるという、こういった大きな問題が出てまいります。このことから、耐震改修の案を除外したということとであります。

次に、2点目の御質問の賃借としたことにつきましては、先ほど、北川議員も基本方針のところで述べられておりましたように、庁舎の整備費用を可能な限り節減し、高浜小学校の建てかえ整備に振り向けるとございます。

庁舎の整備費用を抑えるためには、年間の財政支出の平均化を図ることが大切だということで、このことが一方で後の財源確保にもつながるといふことで、民間事業者からの賃借、リース方式とすることになったというものでございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） そういったこともしっかりとお伝えしなければならない。というのはさっき言ったみたいに、基本方針から何から全部出ておって、これですよ、掛かりはここですよ、ここに出てきたお金をここに回すんですよ。いろんなことにつながっていくわけですよ。

ですから、そういったところも既にもととのボタンのかけ違えが理解に結びつかなくなってしまふということにつながりかねないと思うんです。

ぜひ、そのところはしっかりとお伝えをいただきたいと思います。

賃借に関しましては、自治法においても、所有権を有する必要はないということを書いてありますから、それは問題ないんですけれども、違和感がないことはないですね。多分、これ、市民の皆さんもみんなそうだと思います。なぜいけないかという、単なる違和感の部分。それからリスクの部分、そのところはまた後で聞かせていただきたいと思います。

それでは、次に、余り時間がないものですから、提案を求める施設機能に市庁舎機能として窓口、事務、会議、議会等とあります。この、要はこの実施方針に書かれている市庁舎機能としてはこういうものが要るよということが必須で書いてあるわけですね。

ここに、いきいき広場において行われておる業務が含まれておりません。高浜市が今まで進めてきた福祉でまちづくりというような部分の中で考えていくと、僕はゼロベースから考え直しておるんじゃないのかなということを思っておりましたので、これも、先ほどの話と同じで違和感が非常にあります。

そういった中で、庁舎全体の機能を考えていくと民間から提案してくるわけですから、その中に組織再編も含めて、こうあるべきだという提案だって当然受け入れてもいいんじゃないかというふうに思うわけです。これについてどのようにお考えになるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 今回進めてまいりました中でいきいき広場につきましては、これは皆さん御承知のとおり、福祉部門のワンストップサービスを提供する場として市民の皆様にご認知をされているということ、それから、いきいき広場が新耐震基準で整備されていること、それから、いきいき広場の延床面積が2階、3階含めまして約5,600㎡ほどございます。これを現庁舎の延床面積に上乘せをしてやった場合には膨大な費用がかかってくると、こういうことを考えておりました、いきいき広場については除外を当初からしておりました。

しかしながら、ただいま御指摘をいただいたように、本庁舎機能について考えた場合に、先ほど北川議員もゼロベースとおっしゃいましたけれども、また、新たな福祉に特化しただけじゃなくて、新たなワンストップサービスという、今後の事務環境の変化を考えたときに、そういったことも考える必要があろうかと思えます。

ですので、今後、要求水準書を作成してまいりますので、また、再度検討をさせていただいて、その要求水準書の確定段階までにまたいろいろと考えを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 先ほども言いましたけれども、組織の再編というのは何かというと、今本庁舎にあるこの部署を向こうに持って行って、向こうをこっちに持ってくるだってありだろうと単純に僕は思うんです。市民サービスの向上という部分の中であれば、それを民間側にきちんと

提示をして、提案も例えばハードルが上がるのかもしれないけれども、でも、提案の幅が狭まっているかもしれませんから、提案の幅も広げることにつながる可能性もあるわけですね。無理なら無理で提案してきませんもの。

だから、その辺をやっぱりしっかりと要求水準書の中に盛り込むよう、これは要望させていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほども言いましたけれども、賃借となれば事業者の経営状態の悪化等によって公共サービスが停止するというようなことになることが心配されるわけですがけれども、このリスクについてどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいま北川議員から事業が実施となった場合、リスクが出てしまうということで、心配だという御質問でございますが、私どもも当然のこと、このことを強く意識して対応していかなければならないものと考えております。

このことから、今回、実施方針を作成させていただきましたけれども、この作成に当たりましては、監査法人や弁護士の御意見をお聞きし作成に至っております。また、今後の事業者選定を行う事業者選定審査委員会におきましても、外部有識者として、実施方針にも書いてございますけれども、施設マネジメントや法務を専門とした方を審査員としてお願いし審査に当たってまいりたいと考えております。

また、事業者の決定後につきましても、監査法人や弁護士の御意見をいただきながら基本協定の締結につなげていきたいと考えております。

とにかく、本事業の実施につきましては、市民の皆様にご迷惑になることがないように、リスク回避につきましては細心の注意を払いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 当然の答弁だと思います。

ですから、逆に言うと、どのような安心を市民に与えてくれるかという部分も当然、その相手側の経営状態から何から含めて、その部分も大きな選定の理由になってくると思いますので、ぜひそのところもお願いをいたします。

最終的に、どういう提案が出てくるかわかりませんが、どちらにしても、コストの削減というものが大きな目標であります。そういった中でいうと、例えばこの本庁舎が移転となった場合のこの跡地の利用の提案も、民間に、僕は求めるべきじゃないかな、そこも、民間業者にお任せするから、その分の市庁舎の賃借料を安く抑えてもらおうとか、そういったことも僕は可能ではないかなということだと思います。それは方法としていいか悪いかじゃなくて、可能ではないかなというふうに思っているんです。そういったところというのはこの要求水準書に、提案として求めていくべきじゃないかなということも思います。

この今の実施方針の中では本庁舎の中にその中で何か、事業をやるのが公共施設と併用でやられる事業に適しておれば、問題ないというようなことが書いてありますよね。それは本庁舎内の話ですよ。

僕が言っておるのは、ここの庁舎の跡地がもし発生するような場面があった場合に、その跡地利用をどのようにコストダウンにつなげていくかということも、民間提案に求めるべきではないかというお話をしているわけです。

これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいまの御質問につきましては、基本方針のところにもうたっておりますが、想定されるパターンといたしましては、まず、既存の民間施設の活用による改修案と もう一つが民間事業者において用地を確保した上で、施設を新築するといった新築案の2つのパターンが考えられます。

ただいまの御質問につきましては、事業者提案ということで取り入れるということは可能であるというふうに考えますが、これも先ほどの質問でお答えしたとおり、再度、募集要項あるいは業務要求水準書を固めるまでに再検討させていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

ちょっと時間が余りないものですから、簡単に御答弁をいただきたいんですけども、我々議会は今後、特にこの本庁舎に対して、このまま進めていくということになりますと、どのような役割を持っておられるのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。端的にお答えください。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G主幹（内田 徹） 議会におかれましては、事業者が決定し、契約内容が整いましたら、整備に係る契約（案）の御審議、御議決、また、27年度当初予算で発生する予算と、28年度以降の債務負担行為が発生いたしますので、これらの御議決をお願いすることになります。

また、内容にもよりますけれども、仮に庁舎が移転するという事になった場合は、市役所の位置を定める条例の一部改正といったことの御議決もお願いすることとなります。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

きょう質問させてきていただきまして、先ほどちょっと、間で話をしましたけれども、あり方検討委員会の提言書の中で市庁舎と高浜小学校については、切り出しがされておると思っております。でも、今回の公共施設の更新問題の高浜市におけるモデル事業には変わらないんですよ、庁舎に関しても、高小に関しても。このことだけはしっかりと腹に据えて進めていっていただきたいということを思います。

議会としても、私のほうが昨年度、昨年度内のときに議会運営の最後の委員会で特別委員会の設置を提案させていただきました。公共施設のあり方検討特別委員会というようなものを設けて、公共施設に関しては、所管を全てその特別委員会に持ってきていただくということが必要ではないかと思います。というのは、所管別でそれぞれの常任委員会で議論するなんて無理なんですよね。そういうこともあります。

それから、やっぱり定期的に開催することによって行政側から定期的な情報をしっかりといただく、あるいは、我々のほうからしっかりと情報提供をする。そういったことも必要になってくるんじゃないかということを思っております。おおむねその方向で今、こちらの特別委員会の設置に関しては議長さんのお力で進めていただいておりますので、ぜひそういうところも行政側としては使っていただいて、より多くの理解、より多くの課題の抽出、それをしていただきたいと思います。

高小のことを聞きたかったんですけども、それは、要は高浜小学校の整備検討を進めていくというのはこの新しい地域活動拠点の形成を目指しての中でうたってあるんですよね。

きょう、僕、質問の中で言わせていただいたんですが、要は教育施設なんです、高浜小学校というのは。だけど、それに複合化だとか、機能移転だとか、ということをやっていくよというのが今回の公共施設のあり方のことなんですよ。

それで、本末転倒になってはいけないから、しっかりとした指針を持ってやっていただきたいという答弁をいただきたく質問を考えておりましたが、お時間がありませんので最後に市長、すみません、きょうは言いたいことを言わせていただきましたが、市長の肝いりで始まったことがようやく芽吹いてきたわけです。ぜひ最後に意気込みといいますか、お気持ちをお伝えいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 市長。

○市長（吉岡初浩） たくさんの御提言を含んだ御質問いただきまして、ありがとうございます。

本来の施設、今、小学校の話が出ましたが、本来の施設の機能はもちろんのこと、さまざまな施設を合築、併合する場合には、何もコストだけを私ども考えておりません。本来、どういう使われ方をして、どういうふうに集約をしていくべきだろうかということを職員のプロジェクトの中でそれぞれの担当が検討した上で、案を持ち寄るような形に実際に、もう、そういう形で検討を進めております。

私どもが出す計画案は先ほどから質問にありましたように、そういったものを含めて、サービスを第一に、当然、そこで中心になる施設の機能といいますか、本来の目的を第1に考えて、いろんなものを合わせていく、その上で、財政的なものを担保しながら、圧縮すべきもの、廃止すべきものを考えていくというのがこれから必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それをまとめていく上で、案ができた折には、それをパブリックコメントというお話もありますが、さまざまな手段でその地域だとか、関係のあるところからの御意見を入れた上で、これはあくまでも案でございますので、実際の計画を進めていくという形になろうかというふうに思います。

いずれにしても、それこそ、6年前からの案件でここまで時間をかけてきたことでございます。市庁舎一つとっても、安全性の問題からすれば、もっと早期にというお話もございましたし、小学校にしても50年を超えておるということで、これもというお話もございましたが、財政の面を含めて、できるだけ早く、モデル的にお出しをしながら、それを含めて全体の計画にも反映させていければという思いで取り出したことも大変皆様にとっては我々にとっても、いかなかったことも、部分もあるのかなというふうに思いますし、皆さんにとっても、余り本意ではなかった部分があるのかもしれませんが、ぜひ、御協力をいただいて、モデル的に進めていく事業をやりながら、全体の計画に反映させていければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、長谷川広昌議員。一つ、今後の資金調達の考え方について。一つ、今後の地方公会計における固定資産台帳の整備と複式簿記の導入について。以上、2問についての質問を許します。

1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました今後の資金調達の考え方について、一問一答方式で、一般質問をさせていただきます。

先月、財務省が国の借金が2013年、年度末で過去最大の、1,024兆9,568億円となり、また、今後も医療や介護といった社会保障費や国債の利払い費などを、税収や、税外収入で賄い切れないことから、借金の膨張に歯どめはかからず、2014年、年度末には1,143兆円を超える見通しと発表をいたしました。

国民1人当たりの借金は、単純計算で約806万円の借金を抱えていることとなります。一方、本市においても、2013年、年度末、全会計の借金が、約182億円、市民1人当たりになると、約40万円の借金を抱えているということでございます。

私は、常々、訴えておりますが、近いところでは、さきの3月議会においても、しっかりと起

債、借金の計画を立てていただきたいと申し上げました。全ての借金がいけないということではなく、借金することに対し、基準やルールを決め、財政規律をしっかりと持っていただきたいということを申し上げております。それに対し市の答えは、起債（借金）は、制度上認められており、将来を見据えた財政運営をしているので、御理解していただきたいというものでございました。

今後、少子高齢化の進展に伴う、財政需要の増加や、学校等公共施設の老朽化対策など、財源がさらに、必要となり、資金調達手段も考えなければなりません。

そこで質問でございますが、今後、市の庁舎や高浜小学校などの公共施設の老朽化等に伴う建てかえなどが考えられ、資金調達的手段として起債は必要不可欠、借金せざるを得ないと思えます。私は、今後、高額な借金をすることが目の前に迫っている状況であるならば、今現在は極力辛抱して、借金しない方がよいと考えるわけでございます。しかしながら、市当局は、平成26年度当初予算において少額な借金までしております。私は、将来を見据えるならば、今は、なるべく、借金をしない財政運営が得策だと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 本市の財政運営の現状及び継続性といった観点から申し上げますと、まず、財政調整基金が平成22年度以降減少傾向にあるという状況の中で、財政調整基金に頼らないという財政運営が求められてまいります。また、今後の公共施設のあり方への対応を勘案いたしますと、財政調整基金や公共施設等整備基金への積立て、つまり自主財源の確保も必要となっております。

このことから、これまでも申し上げてまいりましたが、適債事業につきましては、金額の多寡にかかわらず、住民負担の世代間の公平性といった観点、財政負担の平準化といった観点、さらには金利、社会情勢、今後の財政見通しやプライマリーバランスなど、総合的に判断して地方債の活用を行ってまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。

考え方はいろいろあるとは思いますが、もちろん、今、御答弁されたことも踏まえて、私の考えを提案させていただきます。

平成24年度の決算においては、余剰財源が約5億円計上されました。平成25年度の決算は同等か、それ以上の額が見込まれると考えられますが、どの程度を予測しておりますでしょうか。まだ、その財源を、現在の予算では、少額の起債、いわゆる借金をする予定がございます。そこへ、その余剰財源を充当し、借金をやめるといのはいかがでしょうか。私は、今は借金を、必要最小限とし、市民の皆さん、そして、何よりも、未来を担う子供たちに、少しでも借金と、利子の

ツケを残したくないと考えております。加えて、起債（借金）に係る職員の事務量も減少し、人件費と時間の無駄遣いも防げると思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 初めに、平成25年度一般会計決算見込みにおける余剰財源でございますが、平成24年度と同等の5億円ほどを見込んでおります。内容といたしましては、平成25年度一般会計実質収支見込額を約8億円と見込み、平成26年度当初予算において既に計上しております前年度繰越金3億円を差し引き、余剰財源を約5億円と見込むものであります。

次に、余剰財源を現在の少額の起債予定であるものに使用し、借金をやめるという考え方でございますが、繰り返しになりますが、今後の公共施設のあり方を考えた場合、基金への積立て、すなわち自主財源の確保といった視点も考えていく必要がございます。起債の活用については総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、少しでも将来世代へのツケを残さないといったことにつきましては、将来世代の減少が予測される中で、その負担を少なくするといった考えは、否定するものではございませんが、将来世代が使用する社会資本、例えば、道路・橋梁・学校等の施設の整備に係る費用について、将来世代が担う、負担するというものも、公平性の観点からは必要なこととございまして、起債そのものは、必ずしも次世代へのツケではないと考えておりますので御理解いただきたいと思ます。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。私は、まさに、今、御答弁にございました今後の公共施設のあり方や少子超高齢社会への対応を考えなければいけないからこそ、今はなるべく借金はせず、辛抱しながら、財源等を有効活用し、身の丈に合った財政運営をしつつ、将来を見越した自主財源の確保をしていかなければいけないと思ます。

一方、市当局の御答弁は、貯金をするために借金をするという考え方であり、順番が逆なのではないかと私は思ます。やはり、借金は将来必ず利子を上乘せして支払わなければならないものであり、市民の皆さんは果たして、自分の子や孫へのそのような考え方に基づくツケをよしとするのでしょうか。残念ながら、現在の市当局の借金についての考え方と私の考え方は、180度異なりますけれども、今後の公共施設の老朽化などへの対応として財源の確保をしなければという思いは同じだと思ます。

そこで、次の質問として、今後の公共施設の老朽化などへの対応についての財源は、どのような調達方法を考えているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいま、貯金をするために借金をするという言葉が出てまいりましたが、そのような考え方は持っておりませんので一つ御理解をいただきたいと思ます。

現在の財源の調達方法ということでございますが、主に3つございます。

1つ目に国・県などの補助金の活用、2つ目に適債事業における起債の活用、3つ目に公共施設等整備基金などの活用が考えられます。

なお、3つ目の公共施設等整備基金などの活用につきましては、公共施設等整備基金の残高が現在約8億円でございますので、これを一部取り崩し、財源調整することが考えられます。また、必要に応じ財政調整基金を取り崩すといったことも考えられます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。従来どおりにいけばその3つになるかと思いません。そこで、私は新たな財源の調達手段として住民参加型市場公募債を提案いたします。この住民参加型市場公募債の行政のメリットとしては、市民の行政への参加意識の高揚や市民の皆さんに対して、施策をしっかりとPRできることであると考えます。そして、市民の皆さんにとっては、自分たちが投資することにより、今よりさらに自分たちの施設だと身近に感じていただける、また、国債利率よりも通常この公募債は利率を上乗せするため、市民の皆さんにその分利率のメリットがございます。

最近の成功事例といたしましては、埼玉県の本本市が図書館と児童館の複合施設の建設費に充てるため「きたもと児童館債」を発行し、発行総額は5,000万円であったにもかかわらず、購入希望者が殺到し、応募金額が、発行総額の約4倍近くの2億円に達したということでございます。また、山形県の鶴岡市では水族館のリニューアル費用に充てるため、「クラゲドリーム債」を発行し、発行総額は6億円に対し35億円の応募が寄せられる人気があったということでございます。これらの例をみると、高浜市においても、やってみる価値はあるのではないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 初めに、住民参加型市場公募債について、若干御説明をさせていただきます。

住民参加型市場公募債は、ミニ公募債とも呼ばれているもので、地方公共団体が住民や地域の法人を対象に発行する地方債の一つで、主に住民の行政への参加意識の高揚と推進、住民に対する施策のPRを図るといった点で活用されている地方債でございます。

ミニ公募債の発行に際しては、発行額、購入対象者の範囲、販売方法、発行年限、利率など、基本的には地方公共団体の裁量で決定することができるというもので、通常、国債よりも有利な利率を設定し発行されております。

愛知県内での状況を申し上げますと、愛知県と名古屋市がミニ公募債を活用されております。

このミニ公募債のメリットは、市民が行政・まちづくりに直接参画し、また投資をすることに

よって、行政に対する関心を高める契機となり、市民の行政参加意識の高揚や資金調達の多様化が図られるという点が挙げられます。

デメリットとしましては、取扱金融機関への取扱手数料が発生するため、通常の借入と比較し割高となること、また市民へのPR活動のほか、通常の借入の場合であれば、取扱金融機関との調整で終わるものが、投資される市民の方々への説明、取扱金融機関との連携など事務量が大幅にふえるといったことが挙げられます。

そこで、新たな調達の手法として、ミニ公募債を活用してはどうかということですが、現行の地方債許可制度におけるメニューの一つでありますので、活用を否定するものではございませんが、ただいま申しあげましたメリット・デメリットを十分意識し、慎重に対応すべきものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。今、御答弁にありましたように、メリット、デメリットがあるわけですが、この住民参加型市場公募債のメリットの住民の行政への参加意識の高揚や施策のPRにつきましては、まさに、現在、高浜市が目指す方向性と一致するものであると思います。

一方、御答弁にありましたデメリットにつきましては、大きく2点ございましたが、市民の皆さんへのPR活動とか、投資される市民の方々への説明などで、事務量がふえるという点については、私は、これはデメリットではなく、逆に、市民の皆さんにとっては、市が何をやりたいのか、何に課題があるかなど、身近に知る機会が与えられ、市にとっても、市民の皆さんにさまざまなことを理解していただけるチャンスになるのではないかと思います。さらに、今後の公共施設の老朽化への対応や少子超高齢社会への対応、財源確保への対応、たくさんの課題がございます。そういったことを、広く市民の皆さんに、もっと知っていただくことも重要だと考えます。

そして、同じ借金をするのであれば、この住民参加型市場公募債は、市民の皆様には自分たちの施設と感じていただいたり利率の恩恵のメリットがある、また、行政にとっても住民の行政への参加意識の高揚や施策のPRができる、双方ともにメリットがあり、ウインウインの関係になることができると私は思います。

市民の皆さんの関心を引くよう、行政が知恵を出し、工夫をすれば、この新たな資金調達も可能であると考えます。具体的には、私は、学校や公園、地震・防災対策事業などで、資金調達できると考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） ミニ公募債の活用に関しましては、例えば公園といったことであれば、ワークショップ方式を取り入れた住民参加型の公園整備などが考えられますが、先ほど申しあげましたとおり、通常の借り入れと比べた場合割高となること、限定した地域でスムーズな資金調

達が行えるかどうかといったこと、現実的な問題がありますことから、活用を考える場合は、慎重に対応する必要があるものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。このことは、初めてのこととなりますので、しっかりと調査、研究していただき、冷静な判断、前向きな検討をよろしく願いいたします。

また、先日の5月31日の中日新聞朝刊で、「高浜市役所、民間賃借へ」という記事が掲載されました。こちらも、今後の資金調達の見え方や財源確保への対応と密接に関連してくると思います。複雑化・多様化する今の社会で、斬新なアイデアであり、挑戦する価値はあるかとは思いますが、しかし、一方で、記事の中では、本庁舎の賃借は、財務省（訂正後述あり）によると、全国の地方自治体で聞いたことがないということでもございました。そうすると、全国で初の試みとなるわけです。これまで、全国でどの自治体も本庁舎を賃借していないということは、とても、市民からすると不安であり、何らかのデメリットがあるのではないかと、心配する方もいるのではないのでしょうか。なぜ、今回賃借方式を採用しようとしているのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） この賃借方式の関係でございますが、ただいまの御質問の中で総務省の見解として聞いたことがないということをおっしゃいましたが、これは総務省がこういったことの調査をしていないということからのものでありますので、御理解を一ついただきたいと思います。

それから、賃借方式の採用ということでもございますが、これは午前中の北川議員の一般質問で答えをしましとおおり、本市の財政状況、市庁舎の耐震化の問題、高浜小学校の老朽化の問題への対応といったことを総合的に判断してのことでもございます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） わかりました。大変、簡潔でございましたが、ありがとうございます。市役所本庁舎のあり方については、市政運営上の重要事項だと思います。もし本庁舎を賃借することとなれば、全国初となるわけでもございます。私はこの賃借についてのメリット、デメリットなどを、さらに、慎重に調査・研究し、市民の皆さんにもう少し時間をかけて知ってもらえる機会、例えば、わかりやすいPR冊子の配布や説明会などを開催し、市民の皆さんの理解をさらに得る努力をしていただきたいと思います。私は、何より市民の皆さんが利用しやすく、使い勝手がよく、最終的には、市民の皆さんに新しい本庁舎になってよかったねと言ってもらえるよう願っております。よりよい市役所を目指し、ともに考えていきましょう。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

今後の地方公会計における固定資産台帳の整備と複式簿記の導入についてお伺いをいたします。先日の5月23日に、総務大臣より今後の地方公会計の整備促進についてという通知がございました。その中身は、現在の現金主義による予算・決算制度では見えにくいコストやストックをしっかりと把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、地方公共団体に、地方公会計を整備、推進してくださいという内容でございます。そこで、まず、高浜市における地方公会計の現状を教えてください。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 地方公会計につきましては、現在、総務省から財務諸表の作成モデルが示されておりまして、1つは基準モデル、もう一つが総務省方式改訂モデル、この2つが提示をされ、全国の自治体がそれぞれ、この2つのどちらかを選んで活用して取り組みを行っている状況でございます。

高浜市では、提示されました基準モデルのほうが、総務省方式改訂モデルに比べ、より民間の財務諸表に近いものとなっておりますことから、これを選択し、平成21年度から毎年、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、そして資金収支計算書のいわゆる財務4表を作成し、毎年1月または2月の広報紙に掲載し、市民にお知らせをさせていただいております。

この基準モデルは、それぞれの自治体に現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価するといったものでございまして、固定資産台帳の整備が前提となっております。

このため、本市におきましても基準モデル導入に際し、固定資産台帳を整備するとともに、毎年その更新を行っているところでございます。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。総務大臣通知の中にございましたが、地方公会計研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、原則、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による、財務諸表等を作成するよう、要請予定とございます。さらに、それまでの間に、地方公共団体におかれては、統一的な基準による、財務書類作成の前提となる、固定資産台帳の準備等を進めていただくようにということでございます。

私は、職員時代より、市への複式簿記の導入を望んでおり、ぜひ、積極的に推進していただきたいと思いますと考えております。複式簿記を導入することで、その前提となる統一的な固定資産台帳の整備も確実に行われるため、公共施設のマネジメントへの活用にもつながっていくわけでございます。本市においては、平成25年3月に高浜市公共施設あり方検討委員会より高浜市公共施設あり方計画（案）が示されておりますので、この複式簿記の導入により、さらに、よりよい本市の公共施設マネジメントができるものと期待をしております。また、事業別・施設別の今まで

見えなかったコスト情報も見えることとなり、フルコストでの分析も可能となり、地方公共団体自体のマネジメントにも活用できるものでございます。よって、地方公共団体である本市においても、今後の課題でもある行政評価や予算編成等への活用、老朽化した公共施設への対応へと生かしていけると考えます。

そこで質問でございますが、現在の本市における固定資産台帳の整備状況を教えてください。そして、国からは、平成27年度から平成29年度までに財務書類等を作成するよう要請予定とございますが、本市の導入スケジュールと課題を教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 御質問の1点目、現在の本市における固定資産台帳の整備状況でございますが、本市の固定資産台帳は、土地、建物、道路、水路、橋りょう、公園、下水管といった資産ごとに、取得年月日、耐用年数、勘定科目、減価償却費、期末簿価などの項目により作成し、平成24年度末現在、件数にして4,200ほどの資産の管理を行っております。

次に、2点目の御質問、本市の導入スケジュールについてでございます。現在、国からは、統一的な基準マニュアルを平成27年1月ごろまでに作成するとし、あわせて標準的なシステムを開発し、平成27年度のできるだけ早い時期に地方公共団体に対し無償提供するというスケジュールが示されております。このことから本市といたしましては、今後、国の情報を的確に把握し、新地方公会計の整備に向け、粛々と事務を進めてまいりたいと考えております。

また、課題といたしましては、基本的に、新たな財務書類等を作成し、財務情報を開示することが目的ではございませんで、いかに活用していくか、賢く使っていくかということが大切なことであると考えております。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。これでやっと今後、固定資産台帳と会計、財政がつながっていき、そうすることによって、総務省が示すとおり、中長期的な財政運営への活用ができていくと思います。本市においても、ぜひ、公共施設あり方計画等と、この新地方公会計をリンクさせ、財政と一体的に、よりよいものにしていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 議員御案内のとおり、本年度、公共施設のあり方に関する所掌事務が私ども総務部に移管されております。これは、本市がこれまで取り組んでまいりました公共施設のあり方について、より実効性を高めるために、また財政部門との連携が必要なことから、その体制づくりを行ったもので、総務省が狙いとする中長期的な財政運営への活用、公共施設マネジメントへの活用といった点では、既に本市は本格的に動き出しているということでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。本年度からの体制は大変期待をしておりますので、ぜひ、積極的かつ迅速に新地方公会計を推進していただきたいと思います。そして、私が、最も重要視し、期待している複式簿記の導入が間近に迫っております。私は、総務省の考え同様、この複式簿記の導入で、本市のさまざまな計画などと財政がさらに一体的につながっていくことが、重要であると考えております。この複式簿記の導入を生かして、初めて、これまでの現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握し、中長期的な財政運営へ生かす、さらに、公共施設のマネジメントや予算編成、行政評価等へとつなげていき、高浜市全体のマネジメントにつなげ、市民の皆様の生活をより豊かに、市民の皆様の税金を有効活用させていただき、税金の無駄をなくし、納得して納税していただく。さらには、市民の皆様に納めていただく税金自体を減らし、行政サービスは向上させていく。私は、今後の新地方公会計の活用次第で、以上のようなことが実現可能となるよう期待をし、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後2時2分休憩

午後2時10分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、福祉行政について、一つ、認知症対策について、以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。初めに福祉行政について。（1）たかはま版・地域包括ケアシステムの現状と今後どのように強化していくのかについて。（2）高齢者見守りネットワークの構築について。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上になる2025年には全世帯に占める高齢者のみの世帯（単身、夫婦）の割合は2010年の20%から約26%になると予想されております。

また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から470万人に達すると見られております。

また、2012年には2.4人で高齢者1人を支えていた時代が、2050年にはほぼ1人に1人の高齢者を支える肩車型の超高齢社会へ移行すると予想されております。

一方、厚生労働省の調査では介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が74%に達しているとのことです。

増加する一方の社会保障費、不足する介護の担い手という超高齢社会にあって、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要となっております。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくことです。そのためには、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の5つの要素が一体的に提供され、具体的にはまず、高齢者のプライバシーと尊厳が守られた住まいが基盤となるということです。

そして、心や体の能力の低下や経済、家族関係の変化があっても、住みなれた地域で暮らし続けられるようNPOや自治会が中心となった食事サービス、声かけや見守り活動、運動や福祉サービスなどの生活支援、介護予防が図られることが必要となります。さらに、介護や医療などのサービスが必要となったとき、おおむね30分以内の地域で受けられるよう、医療や福祉施設などの環境が日常生活圏である中学校区を単位に整備されていくものでございます。

国におきましても、地域包括ケアシステムの審議が進んでおり、今、国会での包括ケア法案の成立を目指しているようです。

また、地域包括ケアシステムは元来高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子供を含め、地域の全ての住民にとっての仕組みであり、また、全ての住民がかかわり、相互に支え合うことによって実現するのではないのでしょうか。

この地域包括ケアシステムは地域の特性に応じて、おおむね2025年をめどに整備されることを目標にしております。高齢者福祉のまちとして全国から注目されている本市におかれましては、常に先を見据えて取り組んでこられました。地域包括ケアシステムの構築につきましては先日、平成26年度のいきいき広場事業計画の報告で説明を受けました。たかはま版地域包括ケアシステムですが、その中身につきましては、具体的にどのような内容になっているのか、市町村の特色はさまざまでございますが、本市の実態把握や課題の分析に基づいて今後、このたかはま版地域包括ケアシステムにつきましては、どのように強化していかれるのかお尋ねいたします。

また、4月23日に目黒区へ視察に行つてまいりました。高齢者が安心して暮らせるようにということで、目黒区高齢者見守りネットワーク、「見守りめぐねっと」につきましては勉強させていただきました。地域の皆さんが高齢者のちょっと気がかりなことに気づいたときに、包括支援センターへ連絡していただくことで、包括センターの職員が訪問するなど、どのような状況なのかを確認し、地域ぐるみで高齢者を緩やかに見守っていくという取り組みです。

高齢化がますます進んでいく中、高齢者の徘徊の問題も深刻になってきます。今後はこういった地域での見守りの輪を広げるネットワークづくりにつきましても、ぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、2つ目の認知症対策について。（1）認知症サポーターキャラバン事業の進捗状況と今後の目標について。（2）認知症サポーター養成講座を全てのお子さんが受講することについて。（3）「認知症カフェ」の開設について。

認知症で徘徊していた91歳の男性が列車にひかれて死亡し、JR東海が遺族に損害賠償を求め

ていた裁判で名古屋高裁は4月24日、同居の妻に賠償を命じる判決を下しました。老老介護で賠償責任を配偶者に負わせるという判決に大変驚き、波紋が広がりました。在宅で介護している家族にとりまして不安が大きくなり、決して人ごとではない痛ましい事故でした。誰かが声をかけたり、地域での見守る目が育っていれば事故を防げたのではとも言われております。

日本の認知症の高齢者は厚生労働省研究班の推計で462万人（12年時点）に上がり、65歳以上の高齢者の15%で約7人に1人の割合です。認知症の予備軍とされる軽度認知障がいの高齢者は400万人と推計され、認知症と予備軍の高齢者を合わせますと、高齢者の約4人に1人に上っているとのことです。日本の平均寿命は女性が世界一で男性は第5位、平均寿命はさらに伸びると見られ、認知症は今後もふえると予想されております。超高齢社会を迎える日本では認知症の人とともに暮らす社会が普通の姿になると言われております。

このような中、認知症を正しく理解することが求められていますが、いまだに認知症に対する差別や偏見が問題となり、そのため、本人や家族が病気に気づいても診断を受けず、発見がおくれたケースも多く、何より、早期発見、早期対応が重要です。

現在、完治できる薬はありませんが、病気の進行は薬で抑えることもできます。認知症は高齢になると誰でもかかる可能性があり、若い人でも発症する場合があります。病気になることは恥ずかしいことではないし、その人の責任でもないと思います。スウェーデンでは幼稚園から病気について教えていて、早い段階で教えると差別や偏見が生まれにくいと言われ、認知症の人を見守る目が育つとのことです。

認知症の患者が世界的に急増すると予測される中、G8、主要8カ国で初めて認知症サミットが昨年12月、イギリスロンドンで開催されました。日本、アメリカ、イギリス、ロシア、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの各国の閣僚級が集まり、2025年度までに治療法を確立するという目標を掲げ、各国とも研究費を大幅に増額することを盛り込んだ共同声明を発表しました。

また、現在の世界の認知症患者数4,400万人に対し、2030年には7,600万人、2050年には1億3,500万人に達するとの推計も公表され、サミットでは各国の公的な研究のデータをできる限り開示することも共同声明に盛り込まれました。今後、世界規模で認知症対策を強化していくための第一歩が踏み出されたということです。

国におきましても、認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）では平成25年度から29年度までの計画期間で数値目標も示され、日本の早いスピードで高齢化が進む現状への取り組みがなされております。

本市におかれましては、認知症対策にも積極的に取り組んでくださっています。本年から認知症予防ということで、大府市の国立長寿医療センターと共同で認知症発症率を減少させる取り組みがスタートしました。研究の成果が実現できれば、高浜市から世界に発信することができるのでしょうか。そんな思いで大きな期待を寄せているところでございます。

認知症サポーターキャラバン事業が開始されてから8年が経過しました。認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成する認知症のサポーターの養成につきましては本市におかれましては、前向きに取り組んでくださっております。認知症サポーター養成講座とキャラバンメイト養成研修がありますが、人数も含めましたその進捗状況につきまして、また、今後の目標につきましてもお尋ねをいたします。

また、認知症への差別や偏見をなくし、正しく理解するためには、子供のころから病気について教えることが大切だと思います。10年後、20年後、立派な大人になったとき、超高齢社会を担っていくわけですから、全てのお子さんに学んでいただきたいと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

また、今後は在宅で認知症の方を介護してみえる御家族の支援も考えていく必要があるのではないのでしょうか。認知症の疑いがある場合、家族に医療機関を紹介したり、家庭での認知症の症状への対処の方法をアドバイスしたり、気軽に相談できる場所があれば、安心して介護に取り組めると思います。

目黒区では認知症カフェを開設しております。月に2回、神経内科医やケアマネージャーなど、専門スタッフとコーヒーや和菓子を楽しみながら、和やかに懇談できる場所です。認知症の人と家族、地域住民、医療、介護従事者など、誰もが集える場として定義され、各地で取り組みが始まっているとのことでした。

日常生活でおかしいと感じ始めた人らがいきなり病院に行くのはハードルが高いのでカフェに気軽に足を運んでもらい、早期発見と治療につなげるなど、交流を通じて症状の進行をおくらせる効果も狙っている居場所です。

認知症カフェにつきまして、当局の見解をお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは小野田由紀子議員の1つ目の福祉行政について、（1）たかはま版・地域包括ケアシステムの現況と今後どのように強化していくのかについてお答えします。

平成8年にいきいき広場は、福祉のワンストップサービスを目指す拠点としてオープンし、現在に至っています。開設当初は在宅介護支援センターという名称で、高齢者福祉を中心に在宅介護ニーズへの対応をしておりましたが、平成18年の介護保険制度改正により地域包括支援センターを設置することとされました。

従来より高浜市は、介護予防と在宅重視を2つの柱として、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供され、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、いきいき広場全体を地域包括ケアシステムを実現するための拠点と位置づけ、

高齢者福祉を中心に事業展開してきました。

とりわけ、地域包括ケアの構築には欠かせない医療との連携についても、医師会の協力により認知症初期の集中支援体制のメンバーとして医師を派遣していただいております。ケース検討を通して、対応へのアドバイスや医療面からの助言をいただいております。

また、在宅医療が必要となる方には医師による医療的な判断をもとに、訪問看護を初めとした医療系サービスと訪問介護を初めとした介護系サービスなどサービスの複合的なマネジメントが必要となり、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護による24時間対応や刈谷豊田総合病院高浜分院の訪問看護ステーションにより在宅生活を支えています。

加えて、いきいき広場ではたかはま版の地域包括ケアとして高齢者、障がい者にとどまらず、こども発達センターの開設、保健センターの移転など対象範囲を拡大し、専門性を強化して、より複雑なニーズや世帯全体の支援ができるよう体制を整えてまいりました。

一方で、最近では新たな福祉課題、生活課題として、児童や高齢者への虐待、権利擁護、生活困窮者の自立支援、高齢者でもなく障がい者手帳も持てみえないような制度の狭間にある方への支援など、市民の福祉ニーズはますます多様化、複雑化してきています。

これまでの福祉政策が基本としてきた高齢者、児童、障がい者という対象別の枠組みを超えて、複雑なニーズや対象者だけでなく家族を含め支援する仕組み、家族全体を見守り、ライフステージに応じた継続した支援ができるようなたかはま版の地域包括ケアの実現を目指しています。

対象者を限定せず、困りごと相談を1カ所で受けとめ、相談内容に応じた適切な窓口への取り次ぎも含め、その方に合った支援方法を調整し、サービスにつなげることができる体制整備を進めています。

また、本年度からは保健師の業務分担を見直し、母子保健担当と成人保健担当といった年齢による業務の割り振りから、地区担当制を導入し、地域の妊産婦から高齢者まで全ての年齢層を支援する地区担当保健師、「マイ保健師」への転換を進めています。

たかはま版の地域包括ケアシステムの実現を目指すいきいき広場は、「市民のどうしたらいいの」という困りごとに対応していただくことを目指してまいります。

さらに、市民の高度化した福祉ニーズに応えるため、困難事例を扱う専門的支援機関としての役割を持つ権利擁護推進センターの設置を進めており、虐待など権利侵害への対応や事案の専門的検討、支援方針、方法や成年後見利用ニーズによる専門的検討、市長申し立てなどの技術的な助言といった各部署の後方支援、スーパーバイザーとしての機能の部分で強化してまいりたいと考えています。この権利擁護推進センターが「どんなことでもご相談ください」といういきいき広場の下支えをする大きな柱となっていくものと考えております。

さらに、平成27年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法による支援では、生活困窮者からの相談により早く包括的に対応する相談窓口が必要となります。生活困窮者の抱える課題は

複合的であることが多く、一般的には、1カ所で全ての課題に対応できる制度や機関が存在しないというのが現状となっています。

さまざまな支援機関がある中で、これらの機関は、子供、高齢者、障がい者、女性、失業者といったカテゴリで支援の対象者を規定することが通常で、その機関が定める対象者のカテゴリにはっきりと該当しない場合、生活困窮者は、制度の狭間となり、支援を受けることができないということになりがちです。仮に該当したとしても、支援を必要とする生活困窮者が複数の課題を抱えていた場合は、一つの機関ではその一部にしか対応することができず、根本的な解決に至らないこともあります。そうしたことに対応していくためにも、たかはま版地域包括ケアを機能させることにより、福祉ニーズを全体で受けとめ、対応できる仕組みづくりを目指してまいります。

次に、(2) 高齢者見守りのネットワーク構築についてお答えさせていただきます。

高齢者の見守りにつきましては、地域における支援の中心者である民生児童委員に御協力をいただき、毎年、単身高齢者及び高齢者世帯実態調査を行い、対象者の把握と名簿の更新を行っております。この実態調査をもとに民生委員とシルバー人材センターの見守り推進委員の連携による安否確認を行っております。

また、県営住宅内のシルバーハウジングに居住する高齢者へは生活援助員を派遣し、生活相談や安否確認、そして緊急時の対応など一連の支援サービスを提供しています。

一般世帯のひとり暮らし高齢者の方に対しては緊急通報装置を貸与するなど、緊急時においても対応できるようなサービスも実施しています。とりわけ認知症が心配される方へは、高齢者見守り事業として、GPSを利用した通信端末を貸与して、行方がわからなくなった場合に早期に居場所を把握することで、徘徊高齢者の安全確保と家族の介護負担軽減を図っております。

さらに、平成23年度から新たな取り組みとして、市内の新聞販売店と郵便事業の御協力をいただき、新聞配達時の異変や、配達途中において道に迷っている等の高齢者の情報を地域包括支援センターに御連絡いただくネットワークの構築を図っております。加えて平成25年2月からは、市内金融機関全店舗に対して、認知症など気がかりな高齢者などの情報提供について協力依頼を行っており、複数の視点から重層的な見守りができるよう努めております。

また、認知症サポーター養成研修にも力を入れており認知症高齢者の見守りはもとより、要介護者の見守りの土壌が形成されつつあるものと考えております。

事業者や市民、行政が地域での見守りに取り組んできたことで、最近では、市民の方や社会福祉協議会職員などによる保護の事例が相次いでおります。

こうした事例が本当の意味で地域の見守りがされるようになってきた一つのあらわれだと思っております。

次に、2つ目の認知症対策について。

(1) 認知症サポーターキャラバン事業の進捗状況と今後の目標について、(2) 認知症サポ

ーター養成講座を全てのお子さんが受講することについて、以上2点について、関連上、一括してお答えします。

認知症対策とりわけ、認知症予防や認知症の早期発見、早期支援などの対策は将来にわたって大きな課題となっており、2025年問題を含め高齢化の進展を考えた場合、今から認知症に対する取り組みを始めていくことが必要となっています。認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう本人や家族への支援が求められています。

厚生労働省は、「今後の認知症施策の方向性について」の中で認知症対策の方針を示し、平成25年度から平成29年度までを計画年度とした認知症施策推進5カ年計画、通称オレンジプランを策定しています。

このオレンジプランでは認知症対策の施策ごとの具体的な目標を掲げており、医療関係では、早期診断、早期対応の分野において、かかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者、そして認知症サポート医養成研修の受講者の増を目指しています。

加えて、認知症初期集中支援チームの設置として、平成26年度までにモデル事業を実施し、平成27年度以降にモデル事業の検証と全国普及のための制度化を検討するとしています。また、早期診断などを担う医療機関の数を約500カ所整備することとし、2次医療圏に1カ所以上整備することとしております。

次に、地域での日常生活・家族支援の強化として認知症サポーターの人数を平成24年度末の見込みである350万人から、平成29年度末に600万人にすることを掲げています。そして、市民後見人の育成・支援組織の体制を整備している市町村数を平成24年度の40市町村から将来的には、全ての市町村での実施を目標に掲げています。

次に、認知症の人やその家族に対する支援策として、具体的に認知症の人と家族、地域住民、専門職の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」を普及させ、認知症の人やその家族に対する支援を推進することとしています。

高浜市におきましても、このオレンジプランを認知症対策の目指すべき指針として、さまざまな施策を展開しています。

具体的な取り組み内容として、医療面では、平成25年5月より医師会の御協力により、直接、先生方に認知症初期集中支援チームのチーム員会議に参加いただき、認知症ケースへの指導や助言をいただいています。

また、認知症に対する専門的知識を習得する認知症サポート医の資格取得のための市独自の助成制度を設け、かかりつけ医の立場から認知症の早期診断、早期治療に御尽力いただいています。

2次医療圏に1カ所以上整備が必要とされる早期診断等を担う医療機関としては、西三河南部西医療圏では八千代病院が認知症疾患医療センターとして既に指定をされています。

次に、高浜市独自の認知症施策として、国立長寿医療研究センターに御協力をいただき、高浜

市をフィールドとして共同で研究プロジェクトに取り組んでいます。

地域での認知症予防、認知症対策として、機能健診や運動プログラムを通して軽度認知障害（MCI）の状態から認知症になることを予防することや認知症の発症を予防できるか、もしくは発症したとしてもその時間をおくらせることができるか、長期的な観察によって検証していくこととしています。

御質問の認知症サポーターキャラバン事業については、認知症サポーター数は第6次総合計画の中期基本計画においてもまちづくり指標として掲げ、認知症の人を支える地域づくりのため、その増加を目指していきます。

具体的な認知症サポーターの数は、全国的には平成26年3月末現在で498万人のサポーターが育成されており、高浜市では3,906人が既に認知症サポーターとして登録されています。

メイトとサポーターの養成の中で重要なことはサポーター1人が地域の中でどれだけの高齢者を見守ることができるのかという指標となりますが、高浜市ではサポーター1人当たり2人の高齢者を見守ることとなっており、県内においても非常によい数字となっています。

次に子供のサポーター養成では、平成25年度において全ての小学校においてサポーター研修を行いました。本年度も同様に全ての小学校においてサポーター研修を計画しており、小学校卒業までに子供たちに認知症サポーターとなっていただくことを進めていきます。また、高浜高校福祉科の生徒さんにもサポーター研修を受講していただいております。

議員御承知のように認知症サポーターの受講者にはオレンジリングが交付されます。高浜市ではこのオレンジリングに加え、サポーターの証として高浜市独自の缶バッジも作成して配布することといたしました。

多くの子供たちにオレンジリングや缶バッジをつけていただけるようサポーターの養成に力を入れてまいります。

第6次総合計画の中期基本計画では認知症サポーターの目標値を平成29年度に5,600人としており、指標の達成に向け引き続きサポーターの養成に努めてまいります。

次に（3）「認知症カフェ」の開設についてお答えさせていただきます。国のオレンジプランの中においても認知症カフェの普及が目標として掲げられており、その定義は「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」とされています。この認知症カフェは、認知症に関する取り組みの中では新顔となりますが、将来的には認知症ケアの中で大きな役割を担うものであると考えています。そのイメージは、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り、地域の人と楽しく過ごせる場所、そして、認知症の人ができる力を発揮して、自信を取り戻してもらえる場所です。また、カフェの役割は認知症の早期の段階から、本人や家族を支えるさまざまな社会資源につながることであり、その後起こり得る状況に、早目、早目の備えを講じていくことです。このようなイメージから、認知症カフェは公的な介護サービスというより、インフォー

マルサービスに位置づけられるものと考えています。

今回、地域での日常生活・家族支援の強化として、認知症カフェがオレンジプランに打ち出されたことは、認知症ケアの一つとして位置づけられたものと考えています。認知症カフェは、認知症ケアの入り口となり、医療や介護サービスへつながる場となり、認知症かもしれないと悩む人や家族が認知症カフェなら気軽に訪れることができ、早期支援につながることも期待できます。

一方で、この認知症カフェ自体は、その歴史も浅く運営面や運営形態など試行錯誤が続くものと思います。当面は、国立長寿医療研究センターとの研究プロジェクトなど認知症予防施策に全力を注いでまいります。将来的な市の認知症施策の一つとして取り組む課題であると認識しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、前後しますけれども、2点目の高齢者の見守りネットワークについてですけれども、金融機関だとか新聞店さんにも協力依頼をお願いして、訪問というか、見守りをさせていただいているということで、答弁の中にありましたように、現状としましては、高齢者のみならず、要援護者の見守りの土壌が形成されつつあるとの御答弁でした。大変心強いというか、着々と推進してくださっているなど今後の期待感を込めまして、ぜひ前向きに今後も進めていっていただきたいなというふうに思います。

先ほど目黒区のお話ししましたけれども、パンフレットはお渡ししましたけれども、事業者さんも、ここはもう目黒区は規模が全然違いますけれども、330ぐらいの事業者さんが協力してくださっているということと、各種団体、関係機関、地域住民が一体となって本当に地域ぐるみで見守りのネットワークが構築をされております。

高浜市もそういった方向性で今、着々と取り組みが進められておるかと思っておりますので、今後ぜひとも前向きに進めていっていただきまして、この要援護者の方々が安心してこの高浜の町で暮らしていけるように、引き続きの御努力をよろしくお願いいたします。

次に、たかはま版の地域包括ケアにつきまして、今、お話をいただきましたけれども、今後、しっかりと機能しますようにぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。そのためには、権利擁護推進センターの機能として位置づけますスーパーバイズ機能の強化が重要であると考えます。このスーパーバイズ機能を職員だけで担っていくことは困難だと思いますけれども、今後どのように機能強化を図っていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 権利擁護推進センターでございますが、消費者問題だとか、

相続問題、あと、後見問題等の処遇困難ケースの場合、その多くは法律から検討する必要がございます。その法律から検討する部分におきましてはどうしても、職員だけで対応するには限界がございます。今後は、弁護士会、司法書士会など、専門機関とのネットワークを強化してまいりまして、弁護士さんを初めといたしました専門職と職員さんが一緒になって支援していく仕組みを構築することでスーパーバイズ機能を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 専門機関とのネットワークを強化して職員の皆様が一緒になって支援するという仕組みを構築していくということでございますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

たかはま版の地域包括ケアにつきましてはお話をいただきましたように、対象者個人を支援するのではなく、その御家族を含めました全体を支援していくんだということが本当によくわかりました。

対象者につきましても、高齢者や障がい者から始まりまして、守備範囲を拡大して特に最近ではお子さんの分野でも事業展開がされております。今回の6月補正の中でも産前産後といった妊娠出産の包括支援に取り組むということで、これにつきましても大変期待を寄せているところでございます。

昔からよく、ゆりかごから墓場までといった常套句が使われておりましたけれども、いきいき広場がまさにそれを実現する場になってきたなというふうに思っております。新規事業も多いようですけれども、今後、成果を出していただきたいと思っております。

次に、2問目の認知症サポーターについてですけれども、認知症サポーターの登録者が県内で上位にあるという御答弁でしたけれども、県内での比較、高浜市の現状につきまして、具体的な内容を教えてください。

それから、小学生にサポーターになっていただくということですが、どの学年が対象であったのか、何人の養成ができたのか、お伺いします。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えをさせていただきます。愛知県の認知症サポーターの数というのは県内で26万人、人口に占める割合は3.5%となっております。

また、サポーター1人当たりの高齢者数は6.2人となっておりまして、このことは認知症サポーター1人で6.2人の高齢者を見守るということになります。

高浜市はサポーター1人当たりの高齢者数は2人ですので、県の平均のおよそ3倍のサポーターが養成をされていることになっております。

なお、県内の市の中でサポーターの養成率は3位となっております。

次に、小学校の認知症のサポーターのことですが、平成25年度は全ての小学校の3年生、そして、港小学校は3年生と4年生の2学年の児童にサポーターになっていただきました。合計で558人となっております。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 県との比較で比率では県が6.2に対して、高浜市がサポーター1人当たりの高齢者2人ということですので、かなり高い数値示しておりますけれども、本当に積極的に推進してくださっていますので、心強く思います。それから、小学生のお子さんも558人のサポーターが誕生しましたということで、今後、認知症を理解して、見守る心が育まれるのではと、頼もしく思います。オレンジリングとあわせて、また缶バッジが誕生したということですので、これからも積極的な推進をよろしく願いいたします。

次に、認知症カフェの御答弁の中で認知症カフェは、介護サービスというよりもインフォーマルサービスであるというふうに言われました。サービス内容からも、制度による公的サービスというよりも、ボランティアですとか、NPOが担うサービスであるとも考えられますけれども、現在、認知症カフェを運営されている中で特徴的なことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えをさせていただきます。

認知症カフェの運営について調査をされた報告書によりますと、28カ所の認知症カフェを調査され、一番多いのはNPO法人で10カ所、2番目が社会福祉法人と当事者個人でそれぞれ4カ所となっております。

こうしたことから、やはり、インフォーマルサービスとして運営されている機会が多いというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

最後になりますけれども、今回認知症カフェの質問をさせていただきましたけれども、デイサービスのように介護サービスの場合はケアプランによりまして、認知症の人としてサービスを受けられます。決められましたプログラムに参加し、ケアを受けることとなります。

その点、この認知症カフェは本人は認知症の人としてではなく、1人の人としてその場を過ごすことができると思います。行きたいときに行くというような自発的な行動も期待することができますし、認知症の重症化の予防、住みなれた地域での継続的な暮らしを可能とする社会資源となりますので、ぜひこの認知症カフェの設置を前向きに検討していただきますよう、要望させていただきます。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は15時ちょうど。

午後2時52分休憩

午後 3 時00分再開

○議長（磯貝正隆） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7 番、杉浦辰夫議員。一つ、防犯対策について。以上、1 問についての質問を許します。

7 番、杉浦辰夫議員。

○7 番（杉浦辰夫） 議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

さきに通告してあります一つ、防犯対策について質問をさせていただきます。

4 月の中日新聞に住宅を対象とした侵入盗の犯罪率が出ていましたが、その中に愛知県警調べで高浜市が、ワースト県下第 3 位の認知件数14、犯罪率が0.31と出ていました。

なお、碧南警察署管内の高浜市の重点犯罪の発生状況の内訳を見ると、平成26年 4 月末発表で、前年度に比べると、住宅対象侵入盗以外の犯罪は減になっていますが、住宅対象侵入盗は、27.3%増となっています。

また、愛知県は、住宅を対象とした侵入盗の件数が平成19年から平成25年まで7年連続全国ワースト 1 位です。さらに平成25年は、ワースト 2 位との差が2,500件以上あり、全国的に見ましても突出した発生で、危機的な状況が続いています。

住宅対象侵入盗とは、1 つ目は空き巣で、留守中の住宅に侵入し、金品を盗む手口、2 つ目は忍び込みで、夜間就寝中などに侵入して金品を盗む手口、3 つ目は居あきで、入浴中・食事中などのすきに侵入して金品を盗む手口です。

愛知県の被害の実態としては、住宅対象侵入盗の被害総額は、40億円を超え、1 件当たりの被害額は約54万円と全国で最も多額でした。また、空き巣の実態は愛知県の特徴として、ガラスやドア等の建物部品を破壊して侵入する被害が多く、施錠だけでは侵入を防げない現状となっています。

夕方から夜にかけての時間帯（午後 6 時から午後 9 時ぐらい）に電気のついていない家が留守であるとわかるため狙われやすくなっていると思われれます。

また、なぜこの地域は空き巣被害が多いのか。名古屋市近郊、高浜市も同じだが、幹線道路が何本も通り、交通の便がいい。幹線道路から 1 本入った住宅地は、空き巣に狙われやすいとも言われる。

次に対策ですが、防犯の 4 原則があるとのこと。犯罪を防止するための 4 つの原則、時間、光、音、地域の目です。時間は侵入までに時間のかかる建物部品をつける。侵入までに 5 分かかると泥棒の約 7 割が犯行をあきらめるというデータがあります。次は、光ですが家の周りを明るくする。音については、警報機・防犯砂利で周囲に侵入を知らせる。4 つ目は目ですが、住民同士の連携・不審者への声かけをするとあります。

それで、高浜市として防犯対策についてこれまでに取り組んで来た事業とその成果についてお

聞きします。

なお、各まち協も防犯活動をされていますが、南部まち協では、青色防犯パトロールは、夜間週3回・昼間月2回行っています。おやじの会では、犯罪緊急情報の場合にただちに巡回パトロールを実施しています。また、犯罪情報の連絡を受け次第、南部まち協広報板の電光掲示ボードに表示して周知しています。また、町内会では、徒歩パトロールを夜間月1回巡回し、児童下校見守りとして1日1回、2カ所で行っています。

なお、住宅対象侵入盗の対策として、ここは空き巣防止重点地区「空き巣警戒中」のステッカーを3町で400軒配布されています。

それで、他まち協でも防犯対策、防犯活動に取り組んでできていると思いますが、特色のある活動なり、よい成果が出ていればお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、杉浦辰夫議員の御質問、一つ、防犯対策について。

（1）高浜市として防犯対策について、これまでに取り組んできた事業とその成果について。

（2）まち協での特色ある防犯活動の成果についてお答えをいたします。

まず初めに、御質問にもございました住宅対象侵入盗を含む、昨年、平成25年と本年、平成26年4月末までの市内の犯罪発生状況について御説明をさせていただきます。

議員も御承知のとおり、昨年は、年明けの2月ごろから犯罪の発生件数が増加し、5月末では、271件と前年同月比、プラス55件、25.5%増と犯罪が急増いたしました。このような犯罪発生件数の大幅な増加を受け、6月25日には高浜市防犯委員会や青色防犯パトロール実施団体などの皆様に御出席いただき防犯活動決起集会を開催し、あわせて市長から「犯罪発生多発非常事態宣言」を行い、その後、各団体において、青色防犯パトロールを実施していただきました。さらに、9月20日には、各団体の青パト車両10台に参加をいただき市内一斉防犯パトロールも実施いたしました。

また、各団体によります防犯活動に加え、市による夜間防犯パトロール業務委託などにより、犯罪発生件数は減少傾向となったものの、最終的な犯罪発生件数は、594件と前年の580件と比較し、プラス14件、率にしてプラス2.4%という残念な結果となってしまいました。

昨年、増加しました犯罪の区分は、オートバイ盗が28件と前年の8件と比較してプラス20件、250%の増、部品狙いが48件、前年の29件と比較し、プラス19件、65.5%の増、車上狙いが49件、前年の41件と比較し8件増加するなど、自動車やオートバイを対象とする犯罪が増加いたしました。

次に、平成26年4月末までの犯罪発生状況であります。1月から4月末までの4カ月間の犯罪発生件数は、124件と前年同月の217件と比較しますと、マイナス93件、率にしますとマイナス

42.9%でありましてこの詳細は後ほど、御答弁をさせていただきますが、まちづくり協議会の皆様方を初めとする各種団体の積極的な防犯活動などにより、犯罪発生件数は減少傾向となっております。

また、昨年は、増加となりましたオートバイ盗は、3件とマイナス62.5%、部品狙いは8件でマイナス72.4%、車上狙いは5件でマイナス72.2%、自転車盗においても17件でマイナス46.9%と自動車やオートバイ・自転車を対象とする犯罪が大きく減少しております。

このように犯罪の発生が減少している状況においても、御質問にもございましたが、住宅対象侵入盗は14件、前年同月の11件と比較し、件数で3件、率として27.3%増と被害が増加し、3月末の時点では人口1,000人当たりの認知件数である犯罪発生率が、県下でワースト3位となりましたが、4月の住宅対象侵入盗の発生件数は0件でありましたので、現時点での住宅対象侵入盗の犯罪率は低下をいたしております。

なお、平成25年の本市の住宅対象侵入盗の発生件数は23件であり、犯罪率については、県下68市町村のうち、59位でありましたので、本年3月までの3カ月間で住宅対象侵入盗の発生件数14件は犯罪多発の異常な状態であったと思われまます。

そこで、御質問、高浜市として防犯対策について、これまでに取り組んできた事業とその成果であります。まず、平成23年7月1日に高浜市犯罪のないまちにしよう条例が施行されたことにより、市、市民、市民団体、事業者の責務が規定され、一人一人が犯罪の防止を人任せにすることなく、自分自身の問題として捉え、地域の一員として自主的な防犯活動に努めることになりました。

行政といたしましても、防犯対策に対しては、自助・共助の取り組みが大変重要であるという意識や認識を、市民、地域の皆さんに高めていただいたと考えており、これまでも高浜市防犯委員会、町内会、まちづくり協議会、ボランティア団体など各種団体と碧南警察署、行政が連携した防犯対策、例えば街頭での啓発活動、夜間の防犯パトロールなどの実施、子供や高齢者などに対する防犯教室などに積極的に取り組んでまいりました。加えて、碧南警察署等から寄せられる犯罪情報や防犯情報を積極的に町内会やまちづくり協議会に提供もさせていただいております。

また、今年度は、年度早々からの委託業者による夜間防犯パトロールの準備・実施に加え、5月からは、我々職員においても地域貢献の一環として、地域の皆様方と同様にさらなる犯罪発生数の減少を目指し、市職員による夜間青色防犯パトロールを各部局、交代制で週2回程度実施いたしております。

このような取り組みにより、地域・市民の皆様方の防犯意識が高まるとともに市内の犯罪発生件数の減少にも微力ではありますが貢献をいたしておるものと考えております。

次に、まち協での特色ある防犯活動の成果についてであります。南部まちづくり協議会を初めとする全てのまちづくり協議会においては、積極的な青色防犯パトロールの実施や犯罪発生

啓発チラシの掲示などに努めておられます。

平成25年度における各まちづくり協議会の特色ある活動としては、吉浜まちづくり協議会では、みんなで吉浜をマモルンジャー事業、防犯教室の開催、センサーライトの貸し出し、小学校、幼稚園、保育園の構内及び周辺パトロールを実施いたしておられます。

次に高取まちづくり協議会では、たかとり安全・安心マップの作成、高取小学校からの要請に基づく緊急パトロールの実施など、翼まちづくり協議会ではセルフディフェンス講座の開催に加え、昨年の犯罪多発非常事態宣言を受け、市内犯罪件数ワーストワン、「翼地区から犯罪件数を減らそう」を合言葉に、高浜市防犯委員会や碧南警察署などと防犯活動に取り組むとともに、独自の「空き巣・忍び込み」警戒中の防犯啓発ステッカーを作成し、家の入口付近に張ることにより、注意喚起の一役にさせていただこうと全世帯に配布をされております。

また、モデル的に、湯山町、神明・豊田町地区において、赤色回転灯を夜間、順番で自宅の玄関や駐車中の車両に点灯させ、犯罪者にこの地域は防犯に力を入れている地域であることを認識させ、犯罪発生抑制に結びつけることや、地域住民の皆さんが赤色回転灯を順番に点灯することにより防犯意識をつなぎ、防犯意識を高めていく防犯活動赤パト大作戦を展開し、地域における犯罪発生抑制に結びつけておられます。

また、ゴールデンウィーク前に吉浜地区、呉竹町において、車上狙いが多発したこともあり、現在、吉浜まちづくり協議会と呉竹町においても赤色回転灯による防犯活動を展開され、効果を上げておられるとお聞きしております。

最後に、高浜まちづくり協議会では、児童の登下校時の安全見守り事業、毎月の小学校の下校時に合わせて、声かけを実施されるなど、各まちづくり協議会において、独自あるいは特色のある防犯活動が展開をされておられます。

このほかにも、まちづくり協議会と同様、町内会においても町内会独自の取り組みが展開をされておまして、例えば青木町では、防火・防犯と世代間交流を兼ねて、青木クラブ、子供会等が合同で実施します年末夜警、二池町では毎月15日に防犯パトロールを、碧海町、八幡町、新田町、向山町、湯山町では夜間徒歩パトロールを、また、数多くの町内会で、防犯パトロールが実施されておられます。

防犯を初め、安全・安心に暮らすことは、市民の皆様の切なる願いであります。

今後とも、行政といたしましても、碧南警察署や高浜市防犯委員会、町内会、まちづくり協議会等の皆様の御協力をいただき、地域ぐるみで防犯対策を推進をしてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

先ほどの当局側からの答弁にありました、碧南警察署等から寄せられる犯罪情報や防犯情報の

町内会やまちづくり協議会への積極的な提供について、具体的にどのような流れで地域に犯罪情報が提供されるのかお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 碧南警察署等から寄せられます犯罪情報等の地域への提供につきましては、大きく分けて2通りの方法がございます。まず、第1の方法といたしましては、碧南警察署が運用しておりますパトネットあいちによります犯罪情報の提供があります。このパトネットあいちのサービスの提供を受けるには、パトネットあいちへの登録が必要となりますが、登録後は、碧南警察署管内で発生しました犯罪情報が、登録しました携帯電話等のメールアドレスに送信されるものでございます。

これまでも、地域の犯罪情報の入手に大変有効でありますこのパトネットあいちの登録につきましては、町内会、まちづくり協議会の防犯関係者の皆様方に登録の呼びかけをさせていただいております。

第2の方法といたしましては、碧南警察署から市の防犯担当に犯罪情報等が寄せられた際、関係いたします町内会やまちづくり協議会に直接、犯罪情報を提供するものでございます。

現に、本年4月27日から28日の未明にかけて、呉竹町で3件連続して発生いたしましたカーナビ等の部品狙いの際には、呉竹町、吉浜まちづくり協議会へ犯罪情報を提供しており、この地域では、犯罪情報により、緊急の防犯パトロールや市から赤色回転灯をお貸しし、試行的に赤パト大作戦も実施をされております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今の答弁の中でありました碧南警察署が運用しているパトネットあいちについて、犯罪情報の内容についてお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） パトネットあいちで送信されます犯罪情報の内容といたしましては、犯罪の種類で若干の違いはございますが、例えば不審者情報でありますと、犯罪の発生日時や、何々町何丁目といった発生場所、犯罪の状況、容疑者の特徴などの情報が送信をされます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今、不審者情報とか、いろんな発生日時や何かが情報を寄せられるということですが、犯罪情報の内容で罪名、手口、被害日時、被害場所等で詳しい情報を被害があった日時の早い時期に提供することによって効率的に各まち協も防犯パトロールをやってみえますので、その活動ができると思いますので、碧南警察署及び市の防犯担当に早い情報の提供を要望しておきます。

よろしくお願いいいたします。

続いて、答弁にありました、昨年5月から市職員による夜間青色防犯パトロールを実施されているということですが、市職員の皆様も、積極的に防犯活動を実施されていることが伝わってきました。よい取り組みだと思いますので、具体的な内容、方法についてお聞きします。

また、市職員で、パトロール実施者証を保有している人数はどれぐらいかお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、本年5月から実施をしております市職員の夜間青色防犯パトロールの具体的な内容、方法等についてでございますが、ことし5月から市職員の管理職を中心に、企画部、総務部、市民総合窓口センター、福祉部、こども未来部と教育委員会、都市政策部、議会事務局と監査委員事務局、会計グループの7部局に当番として1週間を割り当て、この期間のうち、平日の2日程度、午後8時から午前0時の1時間から2時間程度、青色回転灯車両を使用し、夜間青色防犯パトロールを実施いたしております。

防犯パトロールを実施する際は、パトロール実施者に防犯の腕章等の貸し出しを行うとともに、パトロール実施報告書に不審者の情報ですとか、パトロールの際に気付いた点なども記載いただき、情報共有にも努めております。

市職員による夜間青色防犯パトロールの実施期間といたしましては、今のところ、各部局、2巡実施するよう計画しており、8月10日までといたしております。

次に、市職員のパトロール実施者証の保有人数でございますが、さきの5月22日に開催しました青色防犯パトロールを実施するために必要な講習会に、新規・更新を合わせ市職員44名が参加をいたしております。これにより講習会の受講者に交付されますパトロール実施者証を保有する市職員は、合計で134名となっております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今の答弁の中で、今のところ、各部局2巡し、実施するよう計画し、8月10日までということですので、8月10日過ぎても、効果があれば継続していただくように要望しておきます。

続いて、平成26年度は、第6次高浜市総合計画中期基本計画がスタートしており、目標（9）の「安全・安心が実感できる地域づくりを進めます」において、犯罪や防犯に関する取り組みなどが示されておられますが、目標値、みんなで目指すまちづくり指標として、人口1,000人当たり犯罪発生件数、2017年の目標値を12件以下としておられたと思いますが、この目標値は、現状としては達成見込みであるかお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 第6次高浜市総合計画中期基本計画の目標（9）「安全・安心が実

感できる地域づくりを進めます」におきまして、犯罪や防犯に係るまちづくり指標、目標の達成度を計る指標につきまして、人口1,000人当たりの犯罪発生件数といたしており、目標値は、先ほど御質問ありました2017年（平成29年度）に、12件以下と定めております。

現状値を申し上げますと、平成25年は12.9件、過去5年間では、平成24年が12.6件、平成23年は12.3件、平成22年は14.4件、平成21年は15.7件となっております。

御質問の達成見込みでございますが、平成26年4月までの4カ月間の犯罪発生件数は124件でありますので、この件数を年間で試算いたしますと372件となります。

この試算件数を平成26年4月30日現在の人口4万6,169人を用いて試算いたしますと人口1,000人当たりの犯罪発生件数は、8.1件となり、現時点では、目標値の12件以下を達成する見込みとなっております。

引き続き、まち協の皆様方を初めとする各種団体の御協力をいただき、犯罪発生件数の減少に取り組み、目標値を達成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

最後に、防犯対策については、自助で言う、特に住宅対象侵入盗については、防犯対策が徹底されてなく、簡単にできる1つの対策としては二重ロックがあるということをお聞きしています。防犯力が向上しますのでぜひ取りつけていただきたいと思います。

また、共助においては、各種団体が碧南警察署、行政と連携し、防犯対策に取り組んでみえると思います。住民が結びつきを強め、防犯力を高め地道に防犯活動をすることにより、犯罪件数を減らし、安全・安心に暮らすまちにしていきたいと思いますので、行政も今まで以上の協力をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 本日はこれをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開をいたします。

本日はこれをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後3時25分散会